

138  
8  
44

東 京 圖 書 館			
四	三	二	和 書 門
七	一	三	類 書 類
冊	號	架	函

不許帶出

文 藝 類 纂

學 志 上  
袖 原 芳 野 編

卷 五



文藝類纂卷五目錄

學志上

文學總論

歷史講義

典故學

復古學

儒學總論

明經道

紀傳道

明法道

算道

字音學

并和音沿革



科試及第

試法

叙法

所修六科

秀才

明經

進士

明法

書

律

大學沿革

寮中職掌

生徒修業

國學

私學

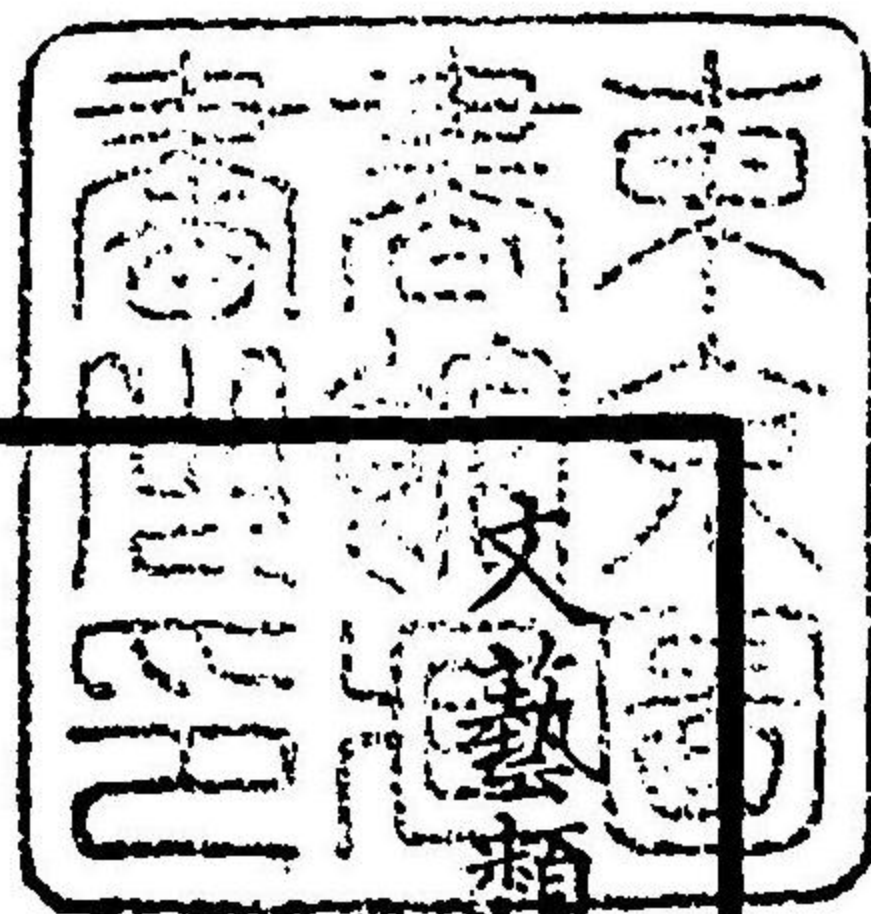
書學

古人書跡諸體

畫學

古人畫圖諸體





文藝類纂卷五

學志上

學志總論

榊原芳野 編

我國の古ハ別々學ふへき書なきを以て、學ふへき術あり  
只中古よりハ、史學典故學等あり、然れとも在朝の者のみ  
これと傳へて、人々普く學ひしは非ん、文字渡りしより其  
史傳と記さしめたるハ、日本紀履中紀四年秋八月始之於  
諸國置國史記言事とあるハ、此朝より諸國の史と置さし



るまで朝廷又ハ既又史と置き事と注るされう事著  
其後推古紀又二十八皇太子島大臣共議之録天皇記及  
國記臣連伴造百八十部并公民等本記ト然ととも皇極紀  
四年六月己酉蘇我臣蝦夷等臨誅悉燒天皇記國記珍寶船  
史惠尺エサカ即疾取所燒國記而奉中大兄の文あれハ其蘇我入  
鹿島大臣 上宮太子と共に録せし史も國記ハ焚けむして  
存せしふら實ハ一定の史も非りしと見えて天武紀  
十年又三月丙戌天皇御于太極殿以詔川島王子忍壁皇子  
廣瀨王竹田王桑田王三野王大錦下上毛野君三千小錦中  
忌部連首小錦下阿曇連稻敷難波連大形大山上中臣連大

島大山下平群臣子首令記定帝紀及上古諸事大島小首親  
連筆以録焉然れとも其書亦全く成らざりしと見えて  
別又行われしと聞け元明天皇又至りて太朝臣安万侶  
又勅して古事記と撰録せしむ是前の諸書も全からざり  
し故ふるへし本書と上る表文又於是天皇詔之朕聞諸家  
之所賚帝紀及本辭既違正實多加虚偽當今之時不改其失  
未經幾年其旨欲滅故惟撰録帝紀討覈舊辭削偽定實欲傳  
後葉時有舍人姓菟田名阿禮年是廿八爲人聰明度目誦口  
拂耳勒心即勅阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭中以和銅  
四年九月十八日詔臣安万侶撰録菟田阿禮所誦之勅語以



獻上者」と是天武天皇の勅語と録せしむると、其書古樸  
 して當時は合ハきりり見えて、七年更ニ紀朝臣清人三  
 宅臣藤麻呂ニ勅して史と編せしむ然れども此書も如何  
 なりしや、再舍人親王ニ命せられてこれを修撰せらる、續  
 日本紀元正天皇養老四年五月癸酉の文ニ先是一品舍人  
 親王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系圖一卷、修  
 字あるを以てこれハ是より先の諸書と修撰して大成せ  
 られし者と見えたり其書文と飾り一ニ漢風ニ從ひしと  
 以て再これと譯解して講せざるを得し、ら於て嵯峨  
 天皇弘仁三年始めてこれと講し、類聚國史百四十七嵯峨  
文部講圖

天皇弘仁三年六月戊子始令參議從四位下紀朝臣廣濱陰  
 陽頭正五位下阿倍朝臣真後紀勝等十餘後紀人讀日本紀  
 散位從五位下多朝臣人長執講又續日本後紀三仁明天皇  
 承和十年六月戊午朔令知古事者散位正六位上菅野高年  
 於内史局始讀日本紀釋日本紀建春門十一年六月丁卯日  
 本紀讀畢三代實錄三十一元慶二年二月廿五日辛卯於宜陽  
 殿東廂令從五位下行動教善淵朝臣愛成始讀日本紀從五  
 位下行大外記島田朝臣良臣爲都講右大臣已下參議已下  
 聽受其說同三十五三年五月七日丙申令從五位下守圖書頭  
 善淵朝臣愛成於宜陽殿東廂讀日本紀喚明經紀傳生三四



人爲都講大臣已下每日開讀前年始讀中間停廢故更始讀  
焉同<sup>二</sup>四十六年八月廿九日戊辰於侍從局南右大臣曹司設  
日本紀竟宴先是元慶二年云々島田朝臣良臣及文章明經  
得業生學生數人遞爲都講太政大臣右大臣及諸公卿並聽  
之五年六月廿九日讀竟至是申澆章之宴親王已下五位已  
上畢至抄出日本紀中聖德帝王有名諸臣分充太政大臣以  
下預講席六位已上各作倭歌自餘當日探史而作之琴歌繁  
會歡飲竟景博士及都講賜物有差五位以上賜內藏寮綿行  
事外記史預焉日本紀略<sup>一</sup>印本延喜四年八月九日大學寮差  
進日本紀廿一日講日本紀<sup>一</sup>此事釋日本紀一新國史と引

て曰く延喜四年八月二十一日壬子是日於宜陽殿東廂令  
初講日本紀也前下野守藤原朝臣春海爲博士紀傳學生矢  
田部公望明經生葛井清鑒等爲尚復公卿辨大夫咸以會矣  
特名大舍人頭惟良宿禰高尚文章博士三善朝臣清行式部  
大輔藤原朝臣管根大內記三統宿禰理平式部少丞大江千  
古民部少丞藤原佐高少內記藤原博文令預講座焉同書又  
云承平六年十二月八日博士從五位下行紀伊權介矢田部  
宿禰公望宜陽殿東廂講之云々康保二年八月十三日博士  
攝津守橘朝臣仲遠宜陽殿東廂講之西宮記<sup>二</sup>臨時講日本紀  
博士等例天長承和其人未詳云々其文前<sup>二</sup>異ふ<sup>一</sup>只其



講式と載せて曰く始講日本紀事大臣奉宣旨定博士又仰  
 明經道令差進尚復學生等定其吉日裝束宜陽殿東廂大臣  
 南面東上在北壁下大納言以下參議以上東面北上一列於納言座  
 之東端西面設博士座其南西面設當講尚復學生座東孫庇小板  
 敷有聽衆辨少納言外記史拜尚復學生等之座時尅大臣并  
 納言立左近陳座各執書卷副入自東面板戶昇殿著座納言者自  
南角一次參議入從東面板戶即昇南第一間著座同執書卷座定  
間登之大臣名外記外記稱唯趨立東戶內西面是則大大臣仰可名  
 博士之由其詞在上日記也外記稱唯退出次博士入從南小戶直登著  
 座次尚復學生等入自同小戶著東小板敷座次聽衆辨少納

言及召人等入從同南小戶著小板敷座次當講尚復學生一  
 人進着其座次博士尚復大臣以下皆披書卷次尚復唱文一  
 聲音其體高長次博士講讀了尚復讀訖尚復博士退出又北  
 山抄四講日本紀事講畢時上始名博士而自後問可爲博  
 士之人是故實也以上載る所數次の講義悉文章紀傳明  
 經等の士ナレれ、皆漢文を講せるのみニして所謂私記ハら  
 りて古訓と傳ふといへとも其復原文ニ反らざる事知る  
 へ、然とも是前ニ所謂史學ニして朝廷ニも此式有り  
 くと其後漸只これと神道の書の如く思ひなして博士も  
 亦これを茫乎ニ附し遂ニ神官の家學の如くありハ全



く三史五經との稱して、漢土の書と學ぶとの心を用  
ゐ、竟るハ只詩よ文よといひて、科第の爲よのみせし故よ  
實學ハ纔よ明法の一科のみ残る、其他明經ハ家傳の訓  
點よの據りて、これと秘して人よ傳へ、學者を以て只  
一の小技藝の如く見過しよるハ、文學盛極なりし世の撰  
ふる、宇津保物語源氏物語等も其概と見らる、況て  
其頃の家々の記録其詳と徴するよ足まり、後よ舉ぐるハ  
如く、さし盛ありし漢學たよ漸衰へて、儒士書生只權  
家の門よ奔走することくなりしより、古傳古史おとの學  
と修する者ハ地と掃ひて有らばありしと、只典故の學

ハ朝廷日用なると以て、有志の人各著述あり、惟宗允亮の  
政事要略、左大臣源高明の西宮記及西宮鈔、大納言藤原公  
任の北山抄、大江匡房の江家次第、橘廣相の侍中群要、順德  
院天皇の禁秘抄、後醍醐院天皇の建武年中行事、日中行事  
後水尾院天皇の當時年中行事、源親房の職原抄等、其傑よ  
る者あり、是前よ所謂典故學のこハ其人なりといふ是ふ  
り、又古史よ志を者ありといへとも、官家の史傳よ拘らば  
且修史の舉よまよ以て、自竊よ時事と記する者あり、藤原  
爲業の大鏡、藤原冬良の増鏡、赤染衛門の榮花物語、某氏の  
今鏡即續世繼、藤原忠親の水鏡、僧皇圓の扶桑略記、僧慈鎮の愚



管抄某氏の日本紀略一名日殊源親房の神皇正統記本紀類至りてハ、觚と東陸兵馬の間は操りて、武家專横の權と筆誅ハ、實は千古の一大手筆といふへし、其他諸家の家記所謂記録と稱する者、李部王記、權記、小右記、台記の類、典禮史傳と兼はて皆後世に貽せり、是故に前は所謂有識典故學ハ其人無らむといへるなり、然るとも堀河白河帝の頃より、一種歌學と稱する者起り、是より先は歌ハ巧なる人多けとも、歌學と唱へて、人と誘導せし者ハあらば、喜撰成式孫姬式等の名ハあれと其始ハ誰なると審よせむといへとも、僧能因、藤原基俊、藤原清輔、法橋顯昭等、各其技ハ巧あると以て

互は相軋り遂は其家學あると致し、且師贄の禮も其頃より始りて、各其門に入りて學ふことくなれり委曲ハ歌學の下ハ詳ム、遂は冷泉、二條、飛鳥井等の流と分ち、各家説と唱ふ、是は於て、至尊も亦これに就きて學ひ給ふに至り、然れとも漸々其弊を生じ、杜撰の私説と作りて、古語の眞面目と害し、奇僻の所傳と授けて、これを傳授と稱すること、密宗僧家の灌頂の如くおれり、且元亨建武の亂は會してハ、其諸家所傳の説をら、受る者も少く、應仁の亂後愈其人少く、流まで連歌師の業の如くおれり、然れともこれより先、其中は在りて、鎌倉の右大臣實朝并宗尊親王及權律師仙覺



等ハ心と古書ヲ用カテ熟讀セラレ一こと其歌ヲ據リテ  
 見ルヘ一實朝の金槐集宗尊親王集并ニ自筆日本紀竟其  
 後文和年間權少僧都成俊あり其萬葉集ヲ跋セル文ニ曰  
 く抑於和字音義從京極黃門之以降尋八雲之跡之輩高卑  
 伺其趣者歟伺按ニ同の誤仍天下大底守其式而異之族一人而無  
 之依之人々似背萬葉古今等之字義者也僕又專彼式而用  
 來年久今時又亦不背之將來又以可然也但特地於萬葉集  
 至于書加和字於漢字右而聊引散愚性之僻案偏任當集之  
 音義所令點之也是且非自由且非無所詮其故者依當世之  
 音義書用其和字之則違萬葉集義理之事在之所謂當集者

遠近之遠字之假字者登保登書之草木枝條之撓撓者登乎  
 登書之當世遠近之遠字和音者登乎登書之然者用書此和  
 音者所可令集之字語相違也又書字惠者殖也書字邊者上  
 也此外此類雖有之恐繁而註別紙略之爾此文ニ據まハ頗  
 舊弊と厭ひて正音と用カんとせ一人たり其後遙ニ貞享  
 年間ニ至リて江戸ニ戸田茂睡攝津ニ下河邊長流大和字  
 出テ其風と一變一遂ニ圓珠庵契冲と出ル契冲名ハ空  
 心攝津尼崎人密宗の僧ニシテ和歌と好ミ古書ニ涉獵を  
 因テ中古諸説の信をヘクラサると知り遂ニ古史典故語  
 學等と闡明ハ是我邦の書と研究シテ古學と興一トス者



の鼻祖なり、同時山城稻荷祠官羽倉齋宮なり、荷田春滿アサノと稱ひ、是亦古學と唱ふ、其姪在滿亦名あり、其門岡部衛士あり、本姓ハ加茂名ハ眞淵と稱ひ、遠江の人なり、後江戸エド來る、大ニ其學と振起し、大古の書と釋し、中古の朝典と考究も、其門本居宣長、村田春海、加藤千蔭等と出ひ、千蔭春海并ニ江戸人、千蔭ハ歌と善くし、春海ハ律令ニ精し、宣長ハ伊勢人、其學至らざる無し、神典語學字音ニ迄いたり、埋没せり正義と發し、後生其澤と蒙り、竟ニ我邦古學の祖宗と仰る、其門平田篤胤最心と神典ニ用カ徒弟數百人ニ至る且寛政五年七月檢校保己一和學講談所と江戸番町ニ興し

群書類從數百卷と刻シ古書依テ逸セざるを得たり眞淵以下其相承と録せる者古學道統圖有リ此ニ贅セリ

儒學總論

儒學の我國ニ傳ハリハ、文字ト同時ニシテ古事記中卷明宮○即又科賜百濟國若有賢人者貢故受命以貢上人、應神天皇名和邇吉師即論語十卷千字文一卷付是人即貢進、此和介吉師者、文首書紀ニ十五年秋八月百濟王遣阿直岐貢良馬二匹中略、阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、又於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有邪、對曰有王仁者是秀也、云々、十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於



王仁、莫不通達、是我國儒學の始よりて、朝野徧く行はれきり、あうけま、漸々文字と學ひ、文章と綴り習ひしも、此時より始りたり、さて人々習ふ者らと、前々舉ぐる阿直岐王仁其事と掌りしと見えて、古事記にも此阿知吉師者阿直史等之祖と注し、此和爾吉師者文首等祖と有りて子孫襲きて其業を以て仕へあり、且此部屬の人事と掌らしむ故に學令の文にも凡大學生取五位以上、子孫及東西史部子爲之義解、謂居在皇城左右、故曰東西也、前代以來、奕世繼業、或爲史官、或爲博士、因以賜姓、總謂之史也、續日本紀

四十日輕島豐明朝御宇應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟搜聘有識者國主貴須王恭奉使旨擇採宗族遺其

孫辰孫一名智宗王隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興誠在於此、此とあり、日本紀これと録せり、然れども其來朝せし阿直岐王仁止らざるを見り、辰孫王の裔菅野葛井船連ふと分きて其職を襲うたり、其後の學風制度如何あり、故に傳へもらせりと見ゆ、蓋彼の史部の掌る所よりて、一定の方法なく、其書も有るは從ひて用ゐたり、其後尋て繼體天皇七年五經博士段楊尔と貢を同十年五經博士漢高安茂と貢し、段楊尔又代へんと請ひしことあり、是後世明經道の濫觴ふるへし、其後彼より來る者あり、我より往きて學ぶ者あり、孝德天皇元年以沙門旻法師高向史玄理爲國博士、推古七年歸也、同五年正月云々是月詔博士高向玄理與釋僧旻置八



省百官と此時已に大學を置られしと見えて、天武天皇四年正月の紀に、大學寮諸學生の目と載せ、持統天皇五年に大學博士上村主百濟といふ人あれハ、已に令の文の如く官員とも置られしふ事へ、上は引ける如く書紀明徵事又、伏見古記、朝家之立大學也、始大寶年中、至天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、即令學生四百人習、五經三史、明法、算術、音韻、籀篆等六道、云々とあるハ、所謂恢弘せりて盛大な趣、其博士助教ハ、學令に凡博士助教皆取明經堪爲師者、書笈亦取業術優長者とあれハ、文章と主し、せしめて、經義は明ふる者と、博士とせしなり、其經と謂ふハ、同令に凡經、周易、尚書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋、左氏傳各爲一

經、孝經、論語、學者兼習之、凡教授正業周易、鄭玄、王弼注、尚書、孔安國、鄭玄注、三禮、毛詩、鄭玄注、左傳、服虔、杜預注、孝經、孔安國、鄭玄注、論語、鄭玄、何晏注、凡禮記、左傳各爲大經、毛詩、周禮、儀禮各爲中經、周易、尚書各爲小經、其修むる所の業、粗唐制に従ふこと見るへ、上の如く經義のミと究むる如しと雖も、同令に凡學生雖講說不長、而閑於文藻、才堪秀才進士者亦聽舉送し、あれハ、其頃已に文章と以て薦達せられし者もあり、なり、委くハ秀才進士の下に注し、其後神龜五年七月廿一日格に文章博士と置られしこと、令集解官位令に見え、如是院年代記に天平二年始置文章博士、或云仁明承和元年甲寅置とあれし



詳ふらひ然るも弘仁十二年二月十七日太政官符も天平二年三月廿七日格置件官負定正七位下官中略宜改易前格中定從五位下官と五鈔本日本後紀十りくの如く文章と以て明經の上も置つれし、其頃より唐の制も倣ひ、文章と以て其才學と驗し、自方略策時務策等の本旨と失ひりし如しと雖も、延喜大學式も據るも、明經明法等文章博士と并ひ學ひて、各其業と研究せしあり、其後四道の學、各其家ありて、業と世もせしり、數次の兵革も其業も衰へ、朝廷もくもとれと任せし、竟も五山等の僧侶と拆して、學者と僧侶も亦自其事と任しせしと見えて、一條兼良公の尺素往來も

近來問叢林出世之僧者、イカニ闕イカニ法門之鼻孔イカニ手段偏嗜儒家之文字言句といへる證をへし老人夜話も好古日錄も老人少

年、時洛中四書ノ素讀教フル人無之、公家ノ中山科殿知レ

リ藤貞幹曰く山科殿ハ言網卿也臥雲日件録十寶徳元年閏十月三日長

照院竺華來過竺華曰吾翁大椿筑紫人也、少年東遊、就常州師、學四書五經、始聞孟子講、時食不足、就人求豆一斗、掛之座隅、日熬一握以療飢耳、如此者凡五旬、後將聞易語而乏資、用爲之西歸紫陽、求財於親族、得錢十五貫、因持テ又東遊、遂得易學云々、曰今時如此、困學者不復多見之といへる、並も衰代之態、勉勵の苦見るへ、然るも天正年間も至り、下冷泉



爲純の庶子、相國寺の僧宗舜といふ者あり、歸俗して藤肅と稱し、惺窩と號し、專程朱の學と修め、其門は林道春、松永尺五、那波道圓等と出り、これより儒學盛ん行われ、中江與右衛門は、陽明學と近江は唱へ、荻生總右衛門は、古文辭學と江戸は徇ふ、其他考證學、折衷學等の稱と創し、群儒並起りて、各其學と競ふ、是より於て、菅原清原の諸舊家も亦傑出の人と生せり

明經道

中古は稱する四道の一なり、古は明經の名ありて、明經博士の名あり、是大學寮博士の掌る所なりて、職員令は博士

一人掌教授經業課試學生と云へる是なり、相當正六位下の官なりて、大寶以來、元弘前まで、異なることあり、職原抄は博士、明經道之極官也、中古以來、清中兩家依位次任之、號大博士也、近代五位官也、とあるは後世例の世襲の職となり、清原中原の二氏、外記は任はへき家の人として、これと任は、又明經者昔愛成爲寬平侍讀、聽昇殿、其後清中兩流立、其家以來、以外史局務爲先途、或以候院上北面、列執政家別當爲極望、近至先朝、清原良枝真人爲二代侍讀、爲七旬耆老、口奉授六經之說、古今未曾有云々、其子賴元又追父跡、昇殿畢、然るは近古は、清原氏の昇殿を聽をも以て



任せられ、中原氏の昇殿かり、只助に任まらぬのみあり、其  
 學ふ所の業ハ、前より舉るる學令の文の如く、周易尚書周禮  
 儀禮禮記毛詩春秋左氏傳孝經論語と延喜式よりハ公羊穀  
 梁と加へり是令  
 集解引く所延暦十七年三月十六日官符云應以春秋公羊  
 穀梁二傳各為一經教授學生事畧望請上件二傳各准小經  
 永聽講授以弘學業仍請官裁者大納言從三位神玉宣奉勅依請と即延暦後の定あり  
 研究し、これと  
 生徒に授く、生徒經文と讀み熟して、然後義と講以、學令に  
 凡學生先讀經文通熟然後講義每旬放一日、休暇暇前一日  
 博士考試其試讀者每千言内試一帖三言講者每二千言内  
 問大義一條總試三條通二為第通一及全不通斟量決罰每  
 年終義解と謂考期以  
 七月為年終云々大學頭助國司、藝業優長者試之試者

通計一年所受之業、問大義八條得六以上為中、得三以下為  
 下、頻三下、及在學九年不堪貢舉者、並解退是大學國學にて  
 の試にて科試の  
 法よりあらり科試及第の下并せ見るへりさて其學ふ所の經文ハ、前より舉るる  
 如くふれし、其注釋一は古注に據られしなり、但左傳の  
 版注ハ何  
 時廢せられて、其本より失せけるり詳からず、清原賴業の  
 手澤にて七八百年外の者ありて猶杜預の注あり追考と  
 其後元弘建武前より、程顥朱熹の家書舶來して、官家よ  
 もこれを用ゐられ、只其清中二家ハ弁髦の如く存せしと  
 見えて、一条兼良の尺素往來、近代獨清軒玄惠法印宋朝  
 濂洛之義為正開講席於朝庭以來、程朱二公、新釋可為肝心  
 候也、次紀傳者中略是又當世付玄惠之議資治通鑑、宋朝通鑑



等々傳授之、特北畠入道親房准后、被得蘊奧云々此文は據れり、一時新注の行とれり、と見るへ、大内義隆記も、四書五經の名を、然れとも後其人乏り、故に、遂に又中清二家の説を用ゐられ、こともあり、朝廷の中衰に遇ひて、傑然たる人もあらず、上は、兵革の從事して、書籍も大概焚失し、讀書の人も無り、こと、已に前を舉ぐる如し、

紀傳道 附文章道

紀傳道は、歴史と修むる學科として、其博士あること令中に見え、類聚國史百七〇職官部大同三年二月丙辰、置紀傳博士

同承和元年四月庚子、勅宣停紀傳博士、加置文章博士一員、其紀傳得業、及徒亦停、其博士の名は廢せられ、り、道は文章博士の業となり、專三史を攻め、者なり、三史は書後漢書あり故に延喜式部式上に、但諸道白讀者、各以得業生一人爲試博士、其紀傳者、又聽以文章生爲試博士、とある、紀傳道即文章博士の修むる所あるを以て大學式にも明經四人文章二人明法二人算道二人各得業生ありて紀傳得業生なり、承和元年の勅に由れるあり、然るに同式に凡須講經生者三經、傳生者三史云々とあれ、此時は已に前の如くから、以て生徒に設けられ、あり、其中より文章博



士と擧げらるるが常々、後世ふら、職原抄文章博士の  
 下、紀傳道儒士之撰也とあるも是なり、故又其修むる所  
 も、三史の外文選と兼とりと見えて、大學式又三史文選各  
 准大經と是文選と史又併せられあり、是紀傳道文章と  
 兼るる故あり  
 して其出身ハ、職原抄又文章博士二人、紀傳道儒士之撰  
 也、異朝殊重之、居此職者、必轉于參政也と又紀傳儒者古來  
 多有登用之人、大業儒任大臣、菅氏及栗田大臣有衡公等也、  
 至今日野南家之儒昇納言、日野俊光卿、始任大納言、管家  
 相續又任參議者也、と是前よもいへる餘の三道より、殊  
 又文章道と重くせられ、故ふるへ、猶文章博士のこと

ハ前の儒學總論の中にも擧げらるり併せ見らる

明法道

此道の博士ハ所謂令外の官よりて、令集解ハ神龜五年置  
 く所といふ、相當正七位下同書ハ神龜五年七  
 月廿一日定むの官なり、天智  
 紀ハ佐平余自信沙宅紹明と法官職原抄又明法道之極官  
 大輔とあるハ何ある審り、  
 也、中古以來坂上中原兩流爲法家之儒門以當職爲前途と  
 壺井義知曰坂上ハ是中原の別流あり、云中原是  
 外記の中原と同事ふれ、外記又任せざる家あり法家  
 とハ明法の家あり又法儒とも法曹とも云明  
 法博士と大判事檢非違使と兼官さるなり  
 又明法者昔  
 允亮道成等、以當道任廷尉佐勘解由次官等、坂中兩家立家  
 以來、以廷尉法儒大判事爲先途と其業ハ專律令と修む、是



令外の官ふりと雖も、是原の律學博士よりて、官位令集解  
 2、格と引きて、律學博士二人、直講三人、明法生十人とある  
 者はなり、然るとも此道と以て及第せるハ、令以前の法  
 て、考課令2凡明法試律令十條律七條令三條識達義理問  
 無疑滯者爲通粗知綱例未究指歸者爲不全通爲甲通八以  
 上爲乙通七以下爲不第とあれハ、研究して課試と乞ふ者  
 餘の三科2同くありふり、然れとも職員令とも、其師  
 たる者と載せハ、故2考課令義解2、謂依此令必可有明法  
 博士及生とあるも、其從ひ學ぶ所を疑うひくあり、集解ニサ  
 2も疏云問明法之師在何處乎答依此文必令有之物但疑

落脱不置乎是脱文とせたり然まとも、令2ハ紀傳文章  
 とも、其師ふくして、秀才進士の文章と學ひ史と讀むり  
 如く、凡て博士の兼攝せし所なるへ故2博士の下2教  
 八字と以て經史法律と授經業課試學生の  
 攝しとる文と見るへ故2博士の上2明經の字と加へ  
 そして汎く教へざる者あり

卒

算學の始詳ならんといへとも、算數ハ上古より有り、其術  
 と研究せし人、古書2見えハ、蓋欽明の朝2、百濟の曆博士  
 固徳王保孫り來りしより前2も必これあるへし、其後推  
 古の朝、僧觀勒り曆本と貢し、曆生2授けし頃ハ、必頗其法



と得しなるへ、大寶年間に至りては、其道漸進（之）なりと見えて、職員令に算博士二人、掌教算術、算生廿人、掌習算術とありて、此頃大學中（に）隸して、專其學と修めしむ、且算術と試科（に）加へて、博士及諸國博士と養成を、其修むる所ハ學令に、凡算經、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開重差、周髀九司、各為一經、學生分經習業（之）と試る（に）、上の九經と以て（之）を、三卷とある是なり、周甄鸞注（に）、唐李淳風釋あり、五曹（の）注あり、九章集解（に）釋云九卷と、魏劉徽注（に）、李淳風の釋あり、海島（の）集解（に）釋云一卷とあり、九章（の）同（く）徐氏祖仲の算書と云ふ、又同（く）劉徽の注あり、六章（の）今有ることと聞（く）、集解（に）釋云六卷高氏也とあり、綴術（の）釋云五卷相氏也とあり、然れとも齊祖冲之撰（し）て、李淳風の釋

ある者なり、其同異と知らし、三開重差（の）釋云三卷高氏也と、然れとも今其存否と知らし、周髀（の）釋云一卷云々今選二卷と、漢趙君卿の注（に）、甄鸞重述（し）、李淳風の釋あり、又宋素籍（の）音義一卷あり、九司（の）釋云一卷古記云九司事難也、計考課令（に）其算學生、辨明術理、然後為通試、九章三條、海島周髀五曹九司孫子三開重差各一條、試九全通為甲、通六為乙、若落九章者、雖通六為不第、其試綴術六章者、准前綴術六條六章三條、試九全通為甲、通六為乙、若落經者（義解）謂六集解（に）釋云六章稱經也、雖通六猶為不第、其得第者、叙法一准明法之例、以上令中の文おれとも、其後又周髀と解せざる者ハ、叙位せざる例となれり、延喜式部式（上）に、凡竿得業生、不解周髀者、雖得及第、不須叙位、但聽留省、と是天平（に）改められし



て、學令集解又古記云、天平三年依式部解官議曰、案學令云々若落九章者、雖通六猶爲不第者、令設及第之科例、立叙位之法、略中其周髀者論天地之運轉、推日月之盈虛、言涉陰陽義、關儒說、比類餘術、難易殊懸、云々自今以後、習筭出身、不解周髀者、請依令文、只許留省事、異常例、且延喜の頃、又至りてハ課業も亦其數と増せり、大學式又凡須講云々、算生者漢晉律曆志大衍曆議、九章、六章、周髀、定天論とあるハ此頃專曆法の算と重せられりけん、と見ゆ、其後三善小槻兩氏の家學の如くなりて、他氏の者と任せられざることくふれり、是三善清行の算學又精かりり、累世博士又任

せられり、又創ると、職原抄又筭博士二人、筭道之極官也、筭道者三善氏傳之、仍一人者必用其家儒也、今一人小槻氏任之、善家者習筭術也、小槻氏者爲諸國調賦、筭居其職、又算道者當初微々也、而三善雅衡屬權貴、起其家、子孫補六位藏人、至遠衡朝、衡者、刺聽サハ仙籍セン訖マ、と、朝廷補任の大體ハ見るハ、一といハ、延喜頃より元亨頃まんの算法如何あり、一考ふハ、くらひ、按又算學の家又のこ其法と傳へて、他人ハ其奧秘と知らひ、奇怪の論又此みいひなりけること、支那の古記又同、倉廩中の米量と知り、樹頭の棗の數と知る等の小説と支那人の傳ふると云其故又宇治拾遺物語四、丹後前司高階俊平の弟算と善



く、人と笑はうに術と施しよる話ありて其末は「か、れ  
の、人おき殺し、おき生くる術有りといひけるとも、つとへ  
たらまゝうばい、ミドウらまゝとぞ、人もいひける、竿の道  
へ、おそろきことよぞ有りけるとあるおど常人  
の算計おどをそれとも、算術の其家のみ傳ふることく  
かりありあまべし、其後、此道も文運又從ひて衰へ、名ある  
者も聞えし、古書中にも其事と傳へし、只方今算家の傳ふ  
る所又曰く文祿の頃、豊臣秀吉の臣、毛利勘兵衛といふ者、  
算と能ひ、其術と研究せしめんう爲す、明又遣るに、然れと  
も、明人之と善く遇せざるのこなきに、且これ其詳なる

と傳へし、因りて一とび歸朝して、秀吉又訴るよ、身卑く費  
給がざるを以てし、秀吉乃之と奏請して、出羽守として再こ  
れと遣はし、然るに我國と明と隙と生し、秀吉も尋て薨せ  
しと以て、學ぶ所も究むること能はし、歸りて只其業と教  
授し、遂は死し、然れとも、算法統宗等の算書と載せ歸る  
と以て、これより算術復世は行る、其門は吉田光由と出  
し、七兵衛と稱し、山城（七兵衛と稱し、山城に居せり）頗文字あるを以て、統宗及其他の書と  
研究し、塵劫記一卷を著し、（又和漢合運の著あり）

算顯盤（ソコハン）の始或は毛利氏といひ、然れとも、元祿三年刻人倫  
訓蒙圖彙（ニ）算者の條は、十露盤を、吉田七兵衛といらへ



くとうや、昔ハ算木はうりありと云へるは據まハ統宗  
等ハ因りて創製せしふるべし

此ハ於て、世粗其術と識れり、然れとも未此地位ハ過きハ  
其後將軍徳川綱吉、上野館林より甲斐ハ移れる頃、其臣關  
新助といふ者あり、其幼時、家僕の塵劫記と照らして、算と  
學ふあり、艱澀よりして解せざると見て、其何と爲と問ふ、僕  
答ふるは算ふると以てし、且其解し難きと語る、新助甫て  
十一二歳假りてこれと弄ふこと一二日、僕と名て其難ら  
らざるを示し、且これと教ふ、これより其術愈進し、發明せ  
る所の新術頗多し、遂ハ中興算術の祖とふる、其門下の者

皆關流と稱し、爾後某流と稱する者輩出れとも、概關氏  
の澤ハ頼らざる者あり

### 音博士

此官の始めて見えたるハ、持統紀、五年九月己巳朔壬申、賜  
音博士唐續守言、薩弘恪中銀人二十兩、とありて職員令既  
よこれと載り、曰、音博士二人掌教音といへる者はあり、其  
音と生徒と教へて、別ハ音の生徒おきハ、職員令義解ハ、其  
音博士无生者、學令云、學生先讀經文通熟、然後講義、今依此  
文明經生必先就音博士讀五經、音、然後講義、故別不置生、と  
いへるハ、支那字音の學ふるへけと、其教授法如何ある



と知り難し、但日本紀畧古寫本 卷九上延曆十一年閏十一月壬

午朔辛丑、勅明經之徒不可習吳音、發聲誦讀、既致訛謬、熟習

漢音、類聚國史佛道部四、延曆十二年夏四月丙子、制自今以

後年分度者、非習漢音、勿令得度といへる、如何なる音よ

り詳より難し今所謂漢音吳音を蓋是と別あるべし其故

然らば下は詳よ必しも其後世は其名あるべし、續日本紀三十

寶龜九年十二月庚寅、玄蕃頭從五位上、袁晉卿、賜姓清村宿

禰、通本請よ作る姓氏晉卿唐人也、天平七年、隨我朝使歸朝、

時年十八九、學得文選爾雅音、爲大學音博士、於後大學頭安

房守、遍照發揮性靈集 四父晉卿、遙慕聖風、遠辭本族、誦兩京

之音韻、改三吳訛響、口吐唐音、發揮嬰學之耳目、此人々の

如く、音學よ明よして、文選爾雅の音と學ひ、それを傳へ

より、其後の音博士も、皆此二書の音と傳へしなり、學令集

解、古記云、學生先讀經文、謂讀經音也、次讀文選爾雅、然後講

義、其文選爾雅音亦注意耳、と音義よ心と用かりこと見る

へし、其後職原抄よハ、同道明經と云末儒、官也、近代五位以上と

然れとも、百寮訓要抄よハ、音と教ふる斗たかりをつりさくる由

令よ見えし、地下の六位の外位おし是よ任しとある由

の字と見れハ、此頃已よ其職おろり清原賴元音博士よ任せられ

如く、但宣賢卿ハ音學者よと、其後音韻の學衰へ、纔よ僧



家又傳へりも、朝夕諷誦する經文は存し、博士の傳ふる所も、大和假字反切、及所傳の點圖等は過き、然るは何人の船載せしむ指微韻鏡と得て、享祿元年十月これと刊行せり、是清原宣賢卿の刊布せし所にして、今も往々世に存せり、これを以て、清原宣賢の心と音韻は用ゐらるること見らる、其跋文は韻鏡之書行於本邦久而未有刊者とあるは、船來の建仁以後享祿以前あり且文中は泉南宗仲論師偶訂諸本といへる人は亦此書は心と用ゐる人あるべし然れども、其業を恢弘する人も無かりしと見え、流れて遂に人の名乗字を反切し、吉凶を説く具とふれり、其後釋宥朔、韻鏡開奩、釋漣高韻鑑等らとて、却て其原書を改竄し、大に其正を害せり、延享

間、京師了蓮寺沙門、文雄ありて、大に其學を唱へ、磨光韻鏡と著し、然れども、後世清俗の訛言と是として、古音と非とに、其原と差へしと以て、其誤言ふへり、次に伊勢人本居宣長、其誤と辨せしより、備後福山は、大田方全齊江戶淺草は沙門行智あり、大田方は、漢吳音圖を作りて、中葉韻鏡の私に改竄せしと改め、沙門行智は梵音の口稱と訛りし、對譯漢字の謬音は因ることと發明し、悉曇字記新釋と著し、併せて國音とも正し、音韻學を盛に闡明せしと以て、今に其道を傳ふる者少しとせし、芳野曰く、漢音と是として、吳音と非とを論、上古のさ



もあるへ、近來音韻の學と唱ふる者も猶此說ある者あり、凡漢吳音并我朝傳はれるに、必眞の唐時音とい別よして、自一種の和音あるへけきと、其梵字の音と充て、梵僧の漢字と填めると見るも、さうも訛謬とせる吳音と云ふ者、却て清濁混淆せし、位置粲然として其別と區分を、後世の編纂おれし、書に宋張麟之の手は出つれと其實は唐時の僧神珙は梵漢對譯の爲に設けり者あり韻鏡三十六字母と充ても涇渭と誤らざら然るも、今所謂漢音と謂ふ者、其三十六中の濁音、並奉定澄群從邪牀禪匣の十字、凡へて清音と唱へ、明微泥孃疑の五音、喻來日ハ清濁の外よりて此中より加ふへうらひと以て、眞

の濁音と唱ふ、是其格律と外とくこと見多へ、此其較著ふる者よして、其他皆數ふへうらひ然るを強ひて漢音と以て佛書とも讀ませられし餘波に、今聖道家眞言の二宗は傳ふる所の般若理趣經兩界禮懺等、皆漢音あるを以て見るへ、然れども、是中原の音ありと云へると以て、舊來の音を廢し、一時新は傳へると音を學ひあるへ、然れども慣習の久きと、和音と協ふを以て、猶舊來の吳音を用ゐて通し、今に至りて、其音多く、彼の漢音に、儒士の經史と、佛家の晴の儀と、讀む所の文と止り、其他日用の語、及平常の佛經、法律書等、依然として



舊音と用カウリクナリ、故又儒書ハ漢音、佛書ハ吳音ト  
定められ、あゝ云ふハ、其常ニ聽ク所ニ就きて言ひ出  
せる語なるヘシ、

### 科試及第

我國貢擧の法ハ、今ニ據るニ、秀才、明經、進士、明法の四ニ分  
ち、之ニ書卒を加へて、猶唐の六典の六類の如ク、六典凡  
部ニ凡  
諸州毎歲貢人、其類有六、一曰秀才、二曰明經、三曰進士、四曰明法、五曰書、六曰算、大學より擧るニ、擧  
人トイヒ、諸國より貢るるニ、貢人トイフ、考課令ニ凡貢人  
皆本部長官貢送、大政官若無長官、次官貢、其人隨朝集使赴  
集、至日皆引見辨官、即付式部、已經貢送而有所事故不及試者、

後年聽試、其大學擧人、具狀申太政官、與諸國貢人同試、試訖、  
得第者、奏聞留式部、さて其第と得たる者の叙法ハ、選叙令  
ニ、凡秀才出身上上第、正八位上、上、中、正八位下、明經、上、上第、  
正八位下、上、中、從八位上、進士、甲第、從八位下、乙第及明法、甲  
第、大初位上、乙第、大初位下、其明經秀才得上中以上有蔭及  
孝悌被表顯者加本蔭、本第一階、叙、其明經通二經以外每一  
經通加一等、其他の以下の叙法ハ、考課令義解ニ、謂秀才  
明經得、上、上上、中者、各有叙法、其上、下、中、上不在叙位之例、唯  
留式部待選及叙是令の定例、ふれと後世ニ至リてハ、延喜  
式部式上ニ、凡秀才、出身上下第、大初位上、中上第、大初位下、



明經上下第大初位下、中上第少初位上とあり、是令の叙法より以下の者と取らるるあり、此事必然有るへ、六典にも此條取人稍峻、自貞觀後遂絶と、彼國にも制と變せし見えたり、此頃よりハ試法も差異たり、式部式上ハ、試貢人及雜色生の條ハ、文章得業生者依本司解具狀申太政官下符訖、預定試日、宣示本司、其日質明、卿以下就座、本司就省掌東座、座定、丞承卿處分、命録曰、令奉<sub>マウホラ</sub>上候、司録稱唯命史、生稱唯命省掌、省掌稱唯命、曰候、司參上、本司稱唯、引貢人就版位、貢人在屏下、録披簿唱之、具稱本色 位姓名貢人稱唯、就後版位、丞命曰、名之、本司稱唯、昇自西階、就座、丞亦命曰、侍座、貢人稱

唯昇座、使部置筆硯於貢人前、卿若輔、自修問頭、輔以上不自修則待上宣令當時文人堪事者問之命史、授之、歷見丞以上、衆許諾訖、省掌就丞後受之、授貢人當日對了、其進士時務策更取他日帖試所讀文選爾雅後更定日、卿以下與文章博士及儒士二三人等、共評定之、及第者具狀申太政官、奏聞叙位、試擬文章生亦准此儀、其明經、明法、算等得業生者、依本司解可課試之狀、申太政官、并進退就座等、並准上儀、若諸國貢人隨辨官下各依其業試之、預命試官定日、令候其日、平旦、卿以下就座、大學若朝集使、與博士共就省掌東座、丞命録及試官學生就座等、儀同上、訖、史生以所試書置卿若輔前、除始終日之外若學生以證本置博士前、訖、丞命博士令



讀博士稱唯舉申試條即命學生學生稱唯披書讀之博士問  
 義學生每問稱唯答述畢博士申文義得不之狀卿命錄記之  
 錄稱唯申所記之狀若卿不在但畢日更總申試條得不之數  
 訖丞判命之博士稱唯退出次學生退出其及第者申奏叙位  
 如前試諸國博士醫師亦此其大體と見るは足れりて  
 其四科の生徒ハ秀才ハ選叙令ハ取博學高才者義解ハ謂  
 博學者博涉群籍舉其大體即通與博學文義稍異ト其これ  
 と試るハ考課令ハ凡秀才試方略謂方大也略要也第二  
 條文理謂文辭也供高者為上上文高理平理高文平為上中  
 文理粗通為中上文劣理滯皆為不第集解ハ釋云師說云方

略无端也多聞博覽之士所知無端大事假如顏淵知命盜跖  
 長生福善禍淫何其爽歟之類也古記云秀才謂文章士也方  
 略謂无端大事也多聞博覽之士知無端故試以無端大事也  
 假令試問云何故周代聖多殷時賢少如此事類二條試問耳  
 一云問云何故馬者大行之後聞地犬者小行之時上足是亦  
 為無端事也明經ハ考課令ハ凡明經試周禮左傳禮記毛詩  
 各四條餘經各三條孝經論語共三條皆舉經文及注為問其  
 答者須辨明義理然後為通通十為上上通八以上為上中通  
 七為上下通六為中上通五及一經若論語孝經全不通者皆  
 為不第通二經以外別更通經者每經問大義七條通五以上



爲通といへり進士の考課令に凡進士試時務策二條帖所  
 讀文選上帙七帖爾雅三義解謂帖者安也言於字上安物  
 行三字以板覆令讀過此板為帖詩讀令過也集解古記云帖謂一  
 十帖孝經二帖論語八帖每帖三言通六以上然後試策とあ  
 る者より集解の釋云廣雅帖安也云  
 其策文詞順序義理  
 造當并帖過者爲通事義有滯詞句不倫及帖不過者爲不帖  
 策全通爲甲策通二帖過六以上爲乙以外皆爲不第と是本  
 朝文粹等載る所の對冊と稱する者是あり明法の考課令  
 に凡明法試律令十條律七條令三條識達義理問無疑滯者爲通粗  
 知綱例未究指歸者爲不全通爲甲通八以上爲乙通七以下  
 爲不第と以上の四科と貢舉の試課といふ書算の二道も考

と得る者と雖も我國にてこれを分けて四科の考課と  
 別とせり然れとも其課試法の學令に載せしむる畫の考に  
 曰く凡書學生以寫書上中以上者聽貢義解と謂定書品第  
 待式處分其書生唯以筆跡巧秀爲宗不以習解字樣爲業與  
 唐法異也集解に書學生叙位不見文也又曰古記云問何以  
 得知寫書上中以上哉答以書博士等寫書唯量耳と皆書博  
 士の下に屬して書博士に進む者もあるあるへり又算道  
 算字即算學生辨明術理然後爲通試九章三條海島周髀五  
 曹九司孫子三開重差各一條試九全通爲甲通六爲乙若落  
 九章者雖通六猶爲不第其試綴術六章准前綴術六條六章



三條、試九ラ全通スラ爲甲、通六スラ爲乙、落經者、雖通六猶爲不第、其得第者、叙法一准明法之例と、上の書卒と四科と合されハ唐の制と幾も異ふることあり

### 公學

日本紀天智天皇十年、鬼室集信と學職頭マカシと爲とあると始と云、然れとも其頃一時の名よりて、天武天皇の四年ハ、已ニ大學寮の名あり、此時より已ニ式部の被管とふれろふるへ、爾後諸生と教育をる法前ニ見えらるゝ如し、山城の京となりてハ、其地拾芥抄中京城圖末ニ條南朱雀大路、東神泉苑、西ニ在リ、古の學官ハ令ニ載て曰大學寮頭

一人、掌簡試學生及釋奠事、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、博士一人、掌教授經業、助教二人、掌同學生四百人、掌分業音博士二人、掌教音書博士二人、掌教書算博士二人、掌教算術算生卅人、掌習算術使部廿人、直丁二人と、右大學寮中の官員ニて、博士以下算生以上の、被接官ニり、其後或ハ紀傳、文章、律學博士と廢置せしこと前ニ見えらるゝ如し、其後ハ職原抄ニ、大學寮者四道儒士出身之處也、和漢最爲重職、紀傳、明經、明法、算道、謂之四道、又當寮安置先聖先師九哲、春秋二仲釋奠、有東西二曹、菅江二家爲其曹主、諸氏出身之儒、訪道於此二家而已、寮頭者儒中之撰也、但雖非儒、又有例

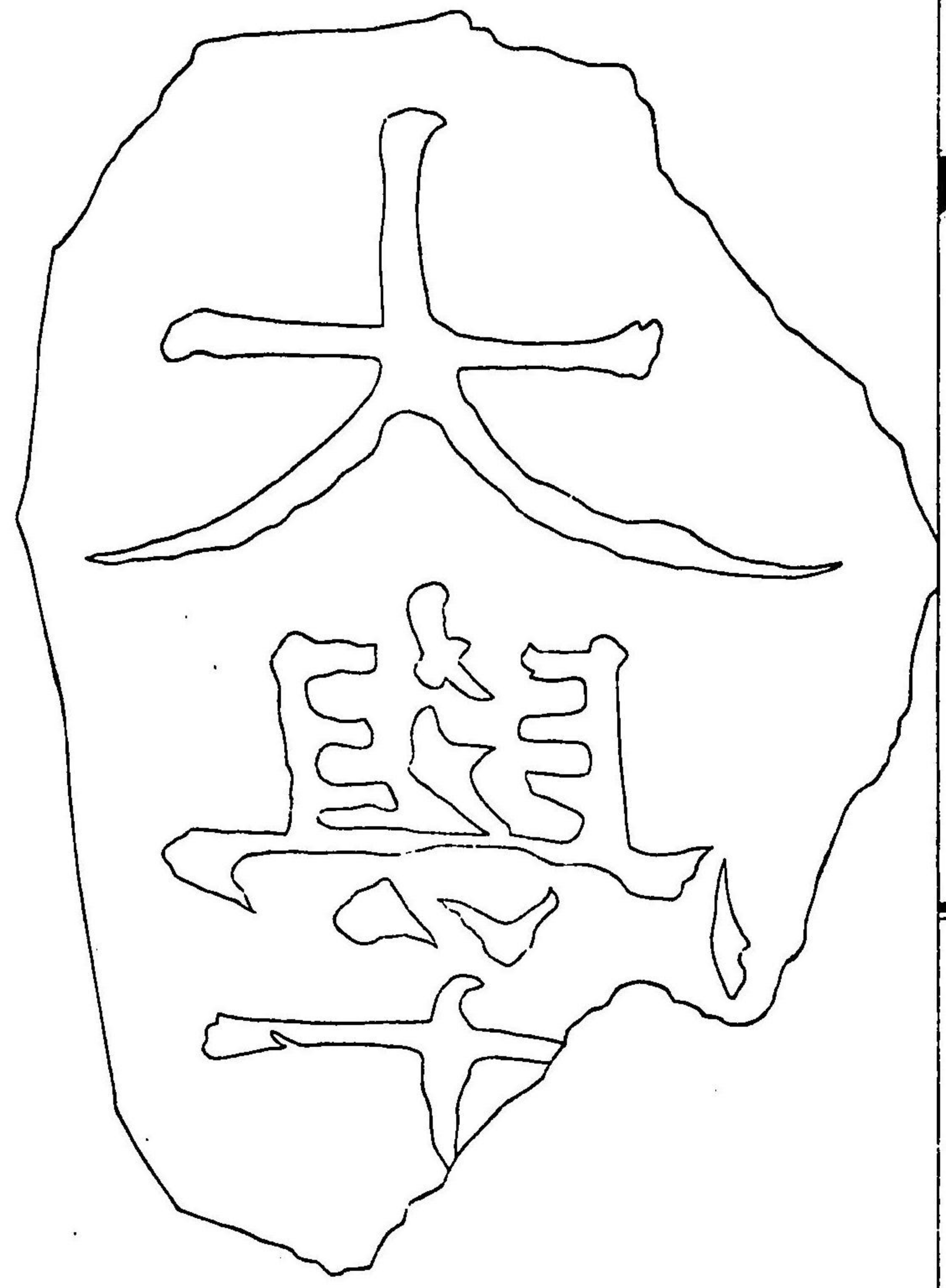


といへる東西二曹ハ、本朝文粹六〇奏狀中、右伏檢故實管  
 原大江兩氏、建立文章院、分列東西曹司、為其門從、習儒學、著  
 氏姓之者濟々于今不絶、是あり、其人員ハ頭助、權助諸大夫任、  
 大允、小允近代六位、大屬、少屬、文章博士二人、博士一人、助  
 教二人、音博士二人、書博士二人、明法博士二人、算博士二人  
 と、其員額令と大同ナリ、然れとも職原抄ハ、其法則を擧げ  
 られよて、其實ハ此頃の大學寮の衰廢せよこと甚よと  
 見えて、百寮訓要抄ハ、大學寮、此寮ハ先聖先師の御影あ  
 り、廟堂と申也、諸國よりえらひ奉まる學者共參仕よて、晝  
 夜學文とをる也、寮の試ふと可有燈燭料よて學窓の灯と

給よて、稽古晝夜おことらひ、きんこそいよき學生とり  
 く出來をることふれ、今ハかやうの事あともふきあさま  
 しきことありと、此書攝政良基公の撰よて、親房如此其寮  
 も頽廢よて、程ふく其形も存せひなりあり、二水記永正  
 二、神泉苑西北茶園中、孔廟其趾猶存、同書永正十三月十八  
 日巳刻、有獻策事中、於大學寮、神泉苑之池、軋角也、舊於官廳  
所云有此事、當時田畠無其使用、此  
 何處とも知るへうらひ、只故墟よ瓦片を得ることあるの  
 今其瓦片と摹よて、よ載ひ、



上の如く進士の試も衰へしれと菅江二氏に於てハ其事  
と取行ハれしと見えて永正十二載の奥書ある菅原和長



り桂林遺芳抄に給學問料の事を説きて今則雖爲告朔餼  
羊必先申請也といひ且弘安頃より文正頃の對策を舉げ  
しれハ其式のいハ古の如く微々あれとも存せし者ある  
へし然るも天保十三年十月に至り幕府の議を以て京師  
開明門外に學問所と建つ其意措紳を教授し其懶惰なる  
者を糾正せんとして清管二氏各一人外に六員有識學生を  
命し教諭せしむ命して習學所といふ登時勅ありて藤原  
實萬卿サキム聯と作るこゝ績太平年表に見えしより

後明治十年勅して學習院を以て華族學校の名とせ  
らる



國學

昔時諸國に置られし國學も頗盛ありしあり、職員令に凡  
國博士醫師國別各一人、其學生大國五十人、上國四十人、中  
國卅人、下國廿人とありて、殊に太宰府に博士一人を置  
られ、從七位下に叙せられしこと見えしれど、後より明法  
博士とも別置られしなり、類聚國史職官部、日本後紀本  
十延曆十八年始て件の官を置くより見えしれど、延喜式部  
式上より凡明法生課試通六七條者、任國博士とあるに、延喜  
の比に至りては、諸國の博士と明法より取りて、國府の斷  
獄に便せしと見えしれど、且其釋奠も行われしに、學令凡大

學、國學、毎年春秋二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父とあり  
其學生と大學生を補せられしもあり、同令に若國學生雖  
通二經、猶情願者申送式部、考練得第者、進補大學生、其博士  
とるべき人の延喜式部式上より、凡諸道學生才學頗長、其道  
博士共舉爲諸國博士と、令中に見えしれど、雖必然るべきか  
り、其後漸く廢絶し趣きしに、何れの時と知らしれど、雖も國  
府も廢類し、國守も其地も下らざれしに、教育も自ら類れし  
こと、皮全らひして、毛の屬く所なきに、其理ふらんし、

私學

私學の權輿は、和氣清麻呂の弘文院あり、弘文院は、日本後



紀殘篇ハ、清麻呂の傳と載せて曰く、長子廣世云々便爲大學別當、墾田廿町入寮爲勸學料<sub>略中</sub>、大學南邊以私宅置弘文院、藏内外經書數千卷、墾田卅町永充學料、以終父志焉、拾芥抄<sub>中</sub>弘文院和氣氏諸生別當爲荒廢之地、在勸學院北、清麻呂建立之、云々、其創建ハ廣世おれと父志とあはれ、清麻呂の建立といへるふるへし、其後藤氏の勸學院、橘氏の學館院、在原氏の辨學院、天長の淳和院等、相先後して建てり、淳和院ハ、天長帝の仙洞より、即西院あり、後紀より辛巳皇帝遷御於西院といひ、類聚國史<sub>帝王</sub>より乙酉皇帝於淳和院讓位、于皇太子とある者はあり、其學院とふれるハ何時ふる

と詳よせりと雖も三代實錄<sub>十四</sub>元慶五年十二月淳和院永置別當先是元品恒貞親王奏言云々とありて、詳あると得んといへとも、此時學院として、王氏の人の學問所とふれるふるへし、辨學院ハ、拾芥抄、辨學院、在原行平卿申置之、在勸學院、西又日本紀略一昌泰三年九月九日以辨學院爲大學寮南曹と、其始ハ西宮記<sub>臨時</sub>より元慶五年中納言行平卿庶幾勸學院之例所建立也と云へり、學館院ハ、文德實錄、嘉祥三年五月、嵯峨太皇太后與弟右大臣氏公朝臣議開學舍、名學館院、勸諸子弟誦習、時人比漢鄧皇后と、勸學院ハ後紀<sub>本</sub>、天長三年三月、此月立勸學院、朝野群載<sub>六</sub>、天永三年勸學



院解狀、右謹檢按内、勸學院者、閑院贈太政大臣、冬、嗣公、建  
 立之後、三百餘載于茲と、又續日本後紀五、承和三年五月甲  
 子左大臣正二位藤原緒嗣等、表、故左大臣贈正一位藤  
 原朝臣冬嗣云々、遂乃析割食封千戸、貯收施藥勸學兩院、藤  
 原氏諸親絶乏者、同氏子弟勸學之輩、量班與之とある是、  
 り、拾芥抄中末三條北壬生、西藤氏學生住也、依長者宣、以氏、并  
 爲別當、又有六位有無官別當、有學頭、有年舉熟食と、是藤氏  
 盛大の時ふれ、殊、生徒も多かりあり、又武人の學校  
 と設けり、北條九代記十二〇正和四年七月条同月廿八日北條相摸  
 守基時同修理大夫貞顯執權ト成テ連署セララル、中貞顯ハ

又コレ義時ノ五男ニ五郎實泰ト云レ人アリ、後ニ龜谷殿  
 ト稱シテ、温良慈仁ノ聞エアリ、ソノ子越後守實時ハ、金澤  
 ニ居住ス、後ニ稱名寺トゾ號レケル、ソノ子越後守顯時ヨ  
 リ、金澤ヲ家號トシ稱名寺ノ内ニ文庫ヲ立テ、和漢ノ群書  
 ヲ集メラレ、内外兩典諸史百家、醫陰神歌世ニアルホトノ  
 書典ニハ、殘ル所ナレ、金澤ノ文庫トイフ、印ヲコレテ、儒  
 書ニハ、黒印佛書ニハ、朱印、卷毎ニ押レタリ、讀書講學望ア  
 ル輩ハ、貴賤道俗立籠リテ、學文ヲツトメタリ、金澤ノ學校  
 トテ、舊跡今モ殘リケリ、越後守顯時ハ、文武ノ學ヲ嗜ミテ、  
 書典ノ癖トソナリニケル、ソノ子貞顯、本ヨリ學業ノツト



ノ怠ラス、作文詩章ニハ、當時ニ名ヲ得シ人ナリケレハ、執  
權ノ職ニ居レテモ、耻カレカラズトゾ聞エケル」と見え  
るハ、鎌倉の末と雖も、頗盛大ニ構ヘーと見え、其印を  
捺せる書往々存を、今これを摸して、之ニ載と、

金澤文庫

其後數度の兵燹も免れ、見えて、鎌倉大草紙上ニ、武  
州金澤の學校ハ、此條九代の繁昌の昔、學問あり、舊跡あ  
り、是とも今度彼の文庫を再建して、種々書籍を入置き、  
此足利の學校ハ、上代承和六年ニ、小野篁上野の國司より

一時建立の所、同九年、篁陸奥守ニケリて下向の時、此所ニ  
學校と建ける由、其舊跡ニ今残りけると、應仁元年、長尾景  
久ハ沙汰として、政所より今の所ニ移して建立しけると、  
あるハ古書ニ見え、ハといへとも、篁卿の舊跡として、今僅  
ニ存せり、其後徳川氏江戸ニ移り、より、林道春を崇重し  
頗儒學と興し、學校と建つ、鷲峰文集ニ、我先考羅山子膺  
待讀之撰、時有命將開學校、有事未果、寛永庚午之冬、台徳大  
君將軍徳川秀忠大猷大君同家光賜武州江府郭外上野數百弓之  
地犬塚遷、昌平志の五、莊地五千三百於先考故、尾陽亞  
相源敬侯徳川義直鼎建一堂、安聖像及四配像と、其後再修



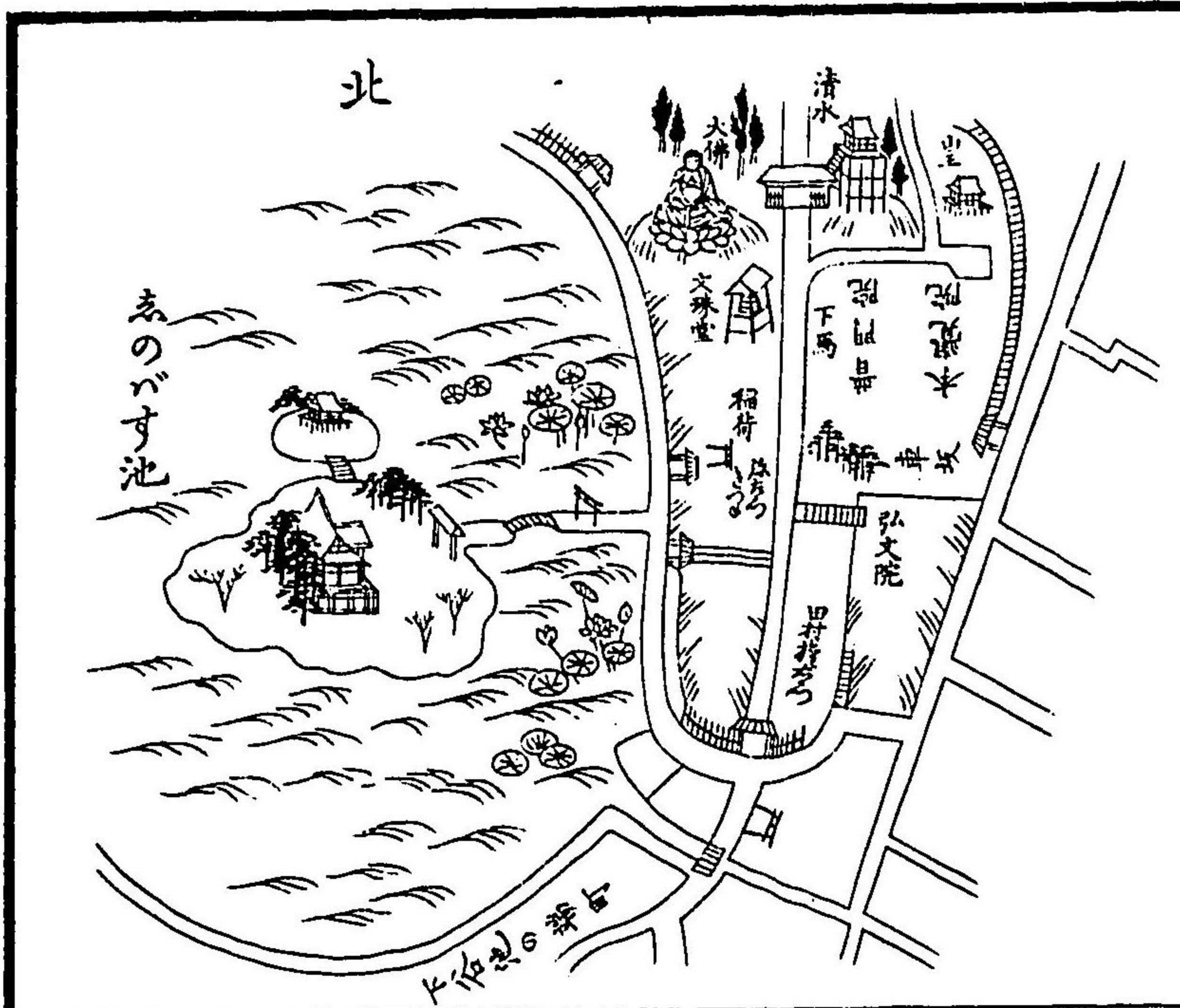
せしこと同巻に載せて曰く、萬治三年蜡月辱賜官金爲重修之料と、其後再湯島に移りしハ、甘露叢四十元祿三年七月九日、孔子堂御造立ニ付、御手傳蜂須賀飛驒守奉行松平右京亮同四十元祿四年二月六日、聖堂遷坐、松平右京亮輝貞執其事、秋元但馬守喬朝奉迎之、同十五日、將軍家聖堂御參詣、釋菜有之、領知千石寄附と、是則將軍源綱吉の命なり其心と文學に用ゐしこと見るへし、之より先三年十二月十六日、聖堂前後の坂と、昌平坂と唱へ、クヅレ橋と昌平橋と唱ふへきことと令せしむ、同書に見ゆ、其橋の跡ハ萬世して本郷の通路多く古今の書籍と貯へ、其家人と學へし

め、科試の法と設けて、其人と拔擢せしなり、且其外邊は書生寮と設けて、外藩有志の人と寄居して、學問せしむ、是と學問所といふ、春秋二度の釋奠等盛なりしあり又書籍と貯へて人々讀しめしる書籍館の如き者あり續日本紀、天應元年石上宅嗣薨せし條に捨其舊宅以爲阿闍寺、寺内一隅特置外典之院、名曰芸亭、如有好學之徒、欲就學者、恣聽之、仍記條式以貽於後と、是私學の類ふれと、生徒教育の文無れハ、是私の書籍館といふへし、

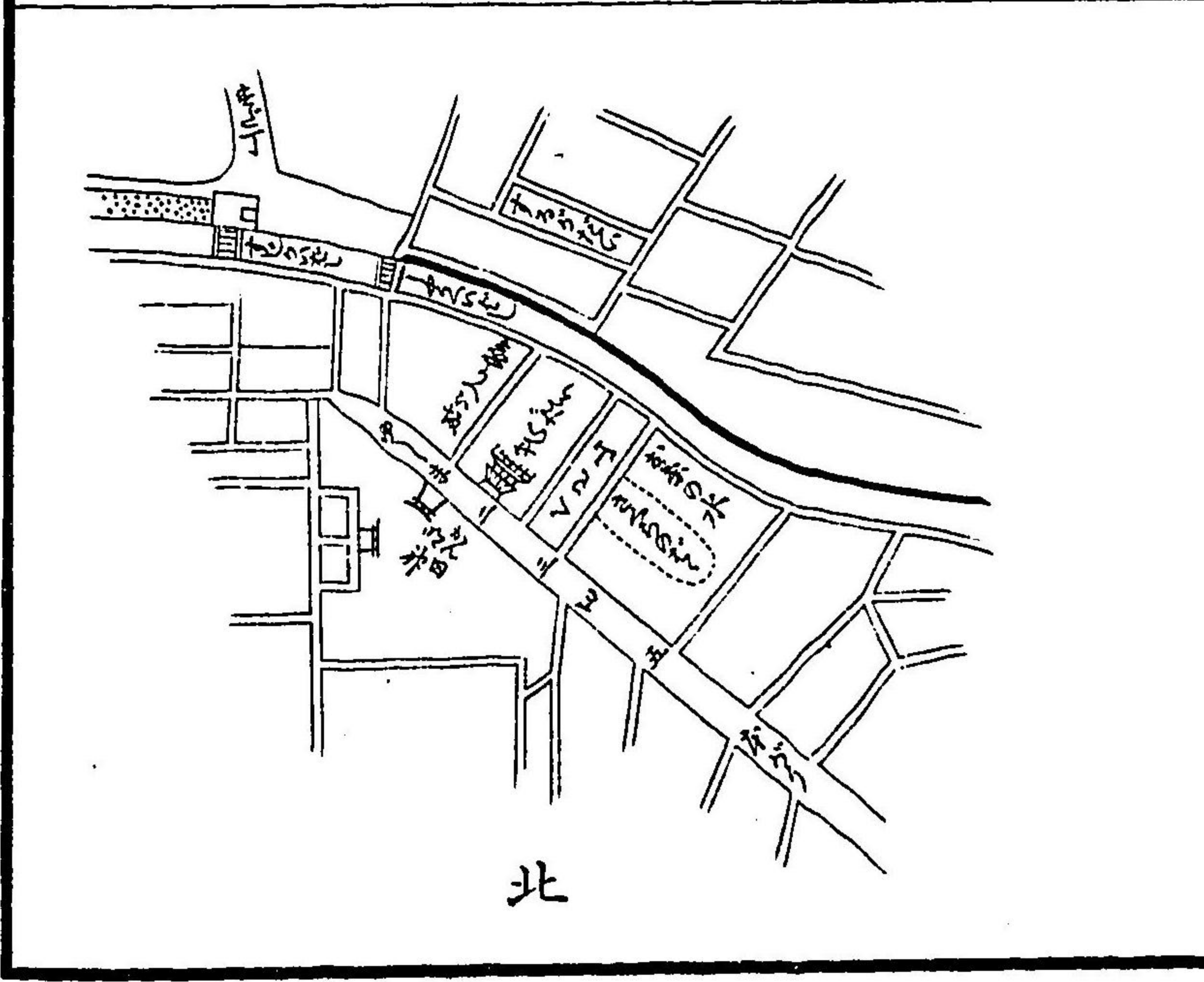
### 昌平校古圖



元禄二年刻江戸圖



明和元年刻江戸圖

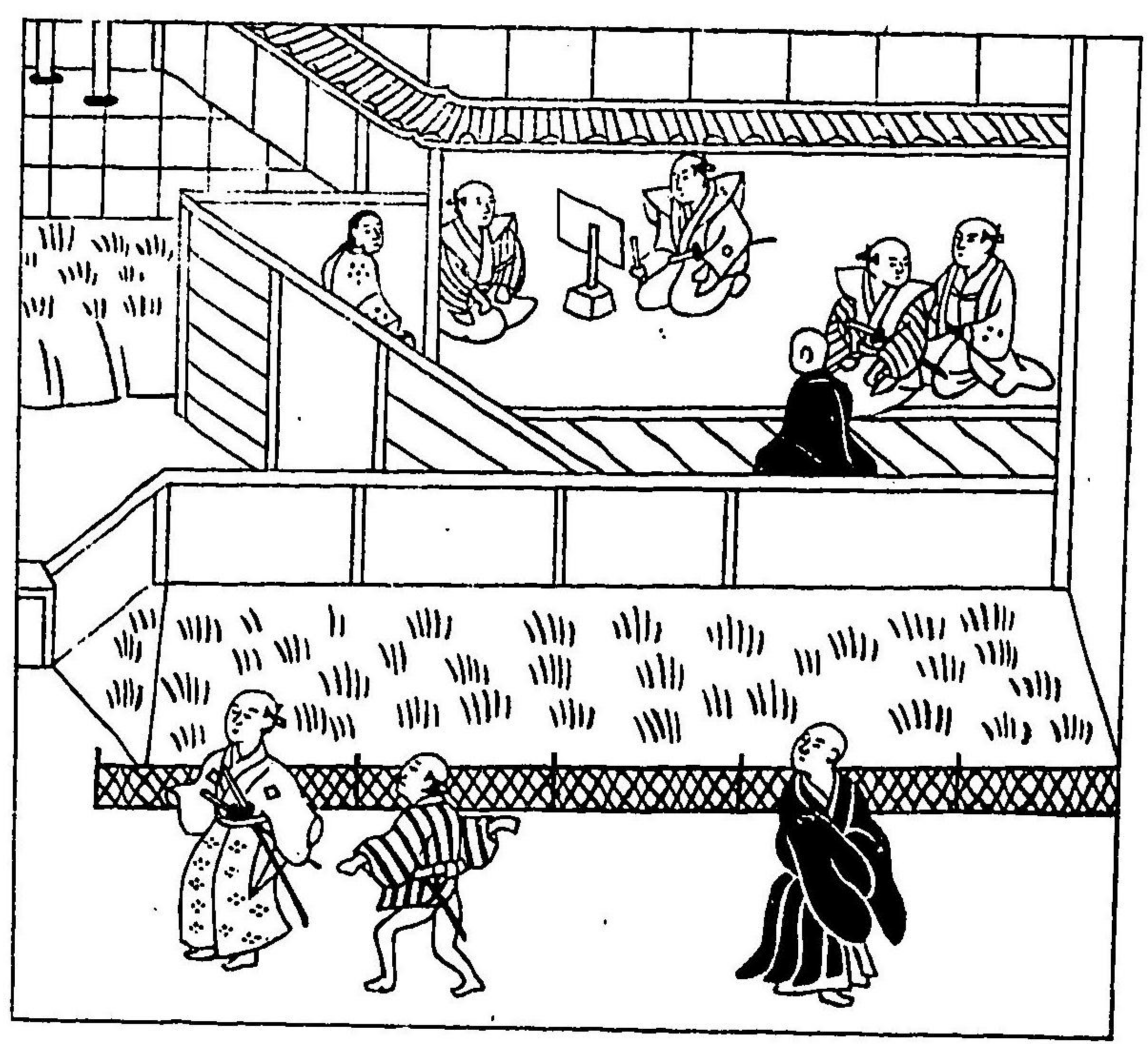


元禄六年刻

江戸名所咄

載る所湯島

學問所の圖





書學

我國の書學ハ、支那の字と學へる故也、古ハ別又異なる法ナリ、古又書博士の生徒又教へるも、必唐風の書あること著シ、東大寺法隆寺傳ふる所の勅書、東寺又封戸奇附の書等、南都の頃の書、往々存リ、又經卷等多く諸寺又在レリ、其僧虎關リ異制度訓往來也、我國の書法を論して、本朝廷曆大同之昔者、和漢同其芳躅、天曆天喜之比、和漢異其闡域也といへる一言とこれを盡せる者あり、其天曆天喜とヨシハ、小野道風、藤原佐理等を謂へるあり、藤明衡リ新撰猿樂記也、道風之貫花文、和尚五筆之跡、佐理之一墨之穠等の語ありて、其人々の自稱ふるより非るへけ

れと、後人之を目して云々いひけるあり、異制度訓往來也、本朝天曆之比、木工頭小野道風作鳥相、蛇形、枯松立、鷲尾垂露、下藤、雲出、兩足、鴈飛點、龍走、木折、高峰、亂筆、落玉、日輪、方丈、人頭等十七之圖、寛仁之朝、大納言藤行成卿作往還、梅枝、錢切、飛鳥、枯草、落石、池入江、牛尾、草生、水流出、青草、亂絲、下登上、石散、海岸石、平岩立等十六之圖也といへるハ、昔時より傳ふる語あるへけれと、佐理ハ殊ニ希ふる上、行成と大字的の存ふるハ希にして、僅ニ細字の小片佐理行成と稱ふる者を見るのみ、其他紀貫之、藤原公任、同基俊、源俊賴に至りても、後世これを上代流と稱以上の人々他は



名状以へうらと、且自も何流と稱はるとおき又因れり、然れとも、後世其風を慕ふ者、鎌倉の宗尊親王其他近衛家熙公、烏丸資慶等あり、其中伏見院天皇へ、上代の風を學ひ遂は一流を成し給ふ、古筆家之を「伏見院流」と稱は、其他後京極攝政良經公も、上代の風よりして、別は一家を成は、之を「後京極流」と稱は、其他藤原定家亦一流を成は、「定家流」といふ、豊盈科斗の如く、而も力ありて道勁あり、是後世冷泉家の人の相襲きて學ぶ所あり、其後伏見天皇の第六皇子、青蓮院尊圓法親王、上代の瘦瘠を改めて、新は豊肌流麗の風を創は、然れとも筆力柔脆は流れは、上代の風あり、俗は御

家流の祖と稱し、古筆家尊圓流と稱は、著は所入木抄あり其流種々は變は、後伏見天皇の第十一の皇子尊道法親王襲て之を學ぶ、是を尊道流「御家流」とは、青蓮院尊應准后は攝政二條尊應流と稱し、青蓮院尊鎮法親王は後柏原院尊鎮流と稱し、尊朝法親王は正親町天皇の御猶を「尊朝流」と稱は、尊純法親王は後陽成天皇の御猶を「尊純流」とは、尊澄法親王の流を後水尾天皇尊澄流とは、以上青蓮院の流派あり、又「勅筆流」あり、後圓融院天皇を祖とし、後小松院稱光院、後土御門院並は此御流あり、其他播紳庶士等、これを學ぶ者多し、此御流を承けて、後柏原院天皇、一流を創し給ふ、後奈良院、正親



町院等皆其流を承け給ふ、世は後柏原院流と稱ひ、又藤原  
行成の裔、藤原行能正應年間經朝以下の書を世尊寺流と稱ひ、  
行成の流亞よりして、一種字體の豐肌ある者あり、其流通村  
流を生ひ、通村の中院中納言通村卿をいふ、又和歌所法印  
堯孝あり、後花園院の朝の人として、堯孝流といふ、又飛鳥  
井流あり、飛鳥井雅親を祖といひ、其子孫亦皆之を法る、又飛  
鳥井の庶流は、飛鳥井雅康あり、二樂軒と號ひ、此人の流を  
三樂流といひ、これを學ぶ者、武人多く、足利義尚、大内義隆、武  
田元光等あり、又飛鳥井流より出て、尚通流あり、近衛尚  
通公の流あり、尚通公の後、信尹公に至りて、近衛流と稱し

又三藐院流といふ、三藐院は信尹公の法名あるを以てあ  
り、同信尋公も亦これを學ぶ、其書法定家流に似て、頗瘠せ  
て道勁あり、又尊鎮流より出て、三條流あり、三條西實隆  
公の創せしあり、其他宗祇流連歌師文龜年間人塚流牡丹花肖柏を祖といひ飛鳥井  
流より出、宗鑑流支那彌三郎範光の法名天文年間人等皆其連歌を慕倣ひ  
るより、其風を學びしあり、其後山城八幡山瀧本坊は、昭乘  
あり、大師流を慕倣して、一流を爲し、大師流は僧空海の書  
を、後世目して呼び倣ひ稱あり、其流今は學ぶ者多し、古今  
を折衷して、其腴と得とるは因れり、又近衛流より出て、  
光悦流あり、本阿彌光悦の創りし所あり、其他烏養流攝津烏養



の人幕府右筆〔傳内流〕賀茂祠官甲斐等尊圓流の末  
宗慶〔傳内流〕建部傳内〔加茂流〕守藤木敦直  
 派よりして、一時其名あり、以上擧る所の、古人の筆跡を認知  
 せんう爲は、古筆了佐の頃より、定むる所あり、其青蓮院世  
 尊寺持明院より、筆道の口傳を稱し、運筆及各種の書法を  
 秘して、之を入木道と稱し、其書世間より存るる入木抄、夜鶴  
 抄才葉抄等は、潤色して、これを人より示さず、然れども其真  
 面目を見るべき者、上の三書より出さるの、近世行るる  
 所の、支那古書法を俗にカラヤウ唐様といふ、其稱舊し、異制度訓は  
 小生警古者、唐様者暫可被閣と、あれは元亨建武の際已は  
 其名あり、これを主張せし始を、細井知慎廣澤と號し江戸の人より歸

以、然きとも知慎は北村三立雪山と號し肥前の人より學ひ、一家を爲  
 せるあり、知慎の門松下葛辰烏石と號しを出し、粗其基を成し  
 繼て澤田鱗東江と號し赤井文治郎得水と稱し加賀の人  
江戸の人書法を井出正水より學  
 ぶ、深川親和等出て、名を一時は擅はし、爾後儒詩人古法  
 帖を學ひ、支那風あらざるあり、然れども、近時市川三次巻  
 大任出て、世人各其流を學ひ、近來一は卷大任の風  
 より歸して、海内其風は移るる至れり、古人筆跡の有名より  
 て著るべき者二三葉を摹して、次は擧ぐ

六人 文藝類集 卷五 文 音 省



紀貫之

若く  
てふかゝるしきさゝのたまの  
こゝろはれいりさみけしむか  
とれれあめはるあさしりさわ

藤原佐理

母はおもむく水鏡本は  
こゝろおのれまひけしむか  
そらふあこ乃あまはるあ  
老不難久たあ



藤原定家

心すくふわの  
ほのすまの  
はらへ  
まの  
か

尊圓法親王

奉請靈山降出  
釋迦牟尼如来為

智



龍木坊昭乘

炫系美苑  
優在色風枝  
菊調名秋聲

畫學

我國の畫ハ他國の法、らひといへども、其始ハ皆外人を用  
ゐられしあり、其書ハ見えざるハ、日本紀雄略天皇七年、百  
濟ハ勅して、才伎を獻せしめ給ひしとき、畫部因熱田本  
同日作因  
斯羅我あり、崇峻天皇元年、百濟より畫工白加を貢せり、あ  
り、又姓氏錄左京蕃別、大岡忌寸、出自魏文帝之後、安貴公  
也、雄略天皇御時、率四衆歸化男龍一名辰貴、善畫工、武烈天  
皇美其能、賜姓首五世孫勤大壹惠尊亦工繪才、天智天皇御  
世賜姓倭畫師、高野天皇神護景雲元年依居地改賜大岡忌  
寸、又河内國蕃別、河内畫師、陳思王植之後也、又推古天皇紀

文藝類纂

卷之三

四

文部

省



十二年九月、是月始定黃書畫師、山背畫師、此頃より諸物に  
彩畫を施し、佛像を寫さしめり、畫法自盛まおれりと  
見えて、推古天皇紀十一年十一月は、是月皇太子請于天皇  
以作大楯及鞞、又繪于旗幟、又太子傳は爲繪諸寺佛像、定黃  
文畫師、山背畫師、簀素畫師、河内畫師、楯原畫師等、免其戶課  
永爲名業と、中世中務の管は畫工司あり、職員令は畫工司、  
正一人、掌繪事判司事、佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十  
人と、其官廢せられしを、類聚國史百七。職官。平城天皇大同三  
年正月壬寅詔、曰云々、其畫工漆部二司、併内匠寮、これより  
延喜の比は、内匠寮にて掌り畫所は命せられしあり、内匠

式は、儼臺障泥板方三丈、行幸之前二日、令畫所繪とありて  
内匠所屬の一局を設けられしあり、西宮記臨時。畫所在式  
乾門内東脇御書所北、有別當五位、預墨畫等云々、内匠寮雜  
工也拾芥抄料建春門内と、然れとも、其初ハさせたる良工も  
おく、只丹青にて彩畫し、一時の粧飾とせしのみおきハ、後  
世は名を傳ふる者もあつりしあり、且百濟河成の如きも  
專畫圖を掌りしことおく、左近衛及備中播磨等の介は任  
せられしのみあり、文德實錄五仁壽。三年。八月壬午云々、散位從  
五位下百濟朝臣河成卒、中略以善圖畫屢被召見、所寫古人真  
及山水草木等皆如自生、昔在宮中、令人喚從者、或人辭以



天曆年間  
 巨勢公望造  
 酒よりて繪  
 所長者より  
 同廣貴亦來  
 女正よりて  
 之と兼ぬ文  
 章博士ハ藤  
 原光範同業  
 實史生ハ中  
 原景弘佐伯  
 季景といふ

未見顔容、河成即取一紙圖其形、或人遂驗得其機妙、類如此  
 今之言畫者咸取則焉、といへるを見れば、此頃の名ある繪  
 ハ高麗風かりりと見えたり、又其後に至りて、春日畫所あ  
 り、これを掌る者の事を、本朝畫史と或曰南京宅間住吉民  
 部芝四法眼等皆為斯任、多為佛像といへり、住吉ハ南都の  
 畫師と非以りて、養德錦顯文抄と攝州住吉畫所ありとい  
 べり、且都内の畫所も、文章博士を以て兼ぬるあり、諸省の  
 史生より兼ぬるもあり、皆其技の高巧ある者を擇とれり  
 と見ゆ、其畫法凡へて精細緻密よりて、而も筆力遒勁唐人  
 の風あり、ことより流れて、流麗緻密の風に至り、畫く所ハ

只官中衣冠の人物等のこゝ、これを大和繪と稱し、又土佐繪  
 といふ、是繪所預藤原隆能の孫、經隆り土佐權守と任せら  
 れ、其子孫土佐を以て氏とせり、因きり、其裔廣通、寛文二  
 年姓を住吉と改め、今も其子孫ありて家學を襲く、又中世  
 延慶貞和の頃に至りて、可翁曆應中、明兆、明德應永頃如  
 拙、周文等出で、筆法粗卒よりて、宋元の繪法を學ぶ、寛正中  
 備中僧雪舟、明に至り畫法を傳はりて、歸朝き、これを雪舟  
 流といふ、以前の可翁以下と並ぶ唐畫といふ多くハ墨畫より  
 て草筆あり、僧雪村、僧宗淵字如、僧等觀號秋、等皆其門より出づ  
 尋て長享中、相模の人狩野大炊助正信あり、畫法周文より學



ふ、又小栗宗丹を師として、能く其趣を得たり、雪舟の薦に  
藉りて、足利氏の畫工の長より、其子元信、世に古法眼と稱  
せ、永祿間歿し、其孫永徳、豊臣秀吉に仕ふ、其季子孝信、三  
子あり、守信尚信安信といふ、並畫を能くを以て、其子孫  
今も其業を傳ふ。

又荒木村重の遺子、岩佐勝重あり、又兵衛と稱せ、畫圖を好  
みて一家をあり、當時の風俗を寫せを以て、世人呼て浮世  
又兵衛といふ、蓋大和繪の末流あり、これより一種浮世繪  
の稱興り、菱川師宣出て、元祿の初は行はと、其後古山新  
九郎出て、奥村政信鳥居清信並ひ興り、遂に歌川風と稱

せり者有るに至る、其詳あり、大田覃の浮世繪類考、齋藤  
岑成り、參考浮世畫類考に詳あり、

其後探幽齋の門、鶴澤探山あり、其子探鯢の門、圓山應舉あ  
り、其風を一變せ、四條流と稱せ、とより明畫と學ぶあり、  
清畫と慕ふあり、好む者各之を賞讚し、又緒方光琳あり、  
寶永の頃、狩野常信に學び、又土佐の風と慕ひ、一家を成し、其他  
文人の自好む所と畫き、世人に稱せらるる者、勝て數ふへ  
うらむ、古人有名の畫一二と縮寫して左に載せ、一斑と見  
るに足るべし。



年中行事繪  
朝親  
從四位下刑  
部大輔藤原  
光長承安  
年間



有卿

文藝類纂

卷五

七

部

戲繪  
僧正覺猷  
國男世日高  
羽僧正日高  
年康和  
間



有卿

文藝類纂

卷五

七

部

部



山邊赤人像  
藤原信實朝  
臣承久  
年間



文藝類傳 卷五

文部省

大伴家持像  
藤原光信  
佐  
氏永  
正年  
間



文藝類傳 卷五 四九 文部省



白衣觀音  
僧可翁宗然  
嘉元德治年  
證子又良  
間元德治年



小野小町圖  
藤原光起土佐  
治年萬



文藝類集

卷五

五

大

部

有

文藝類集

卷五

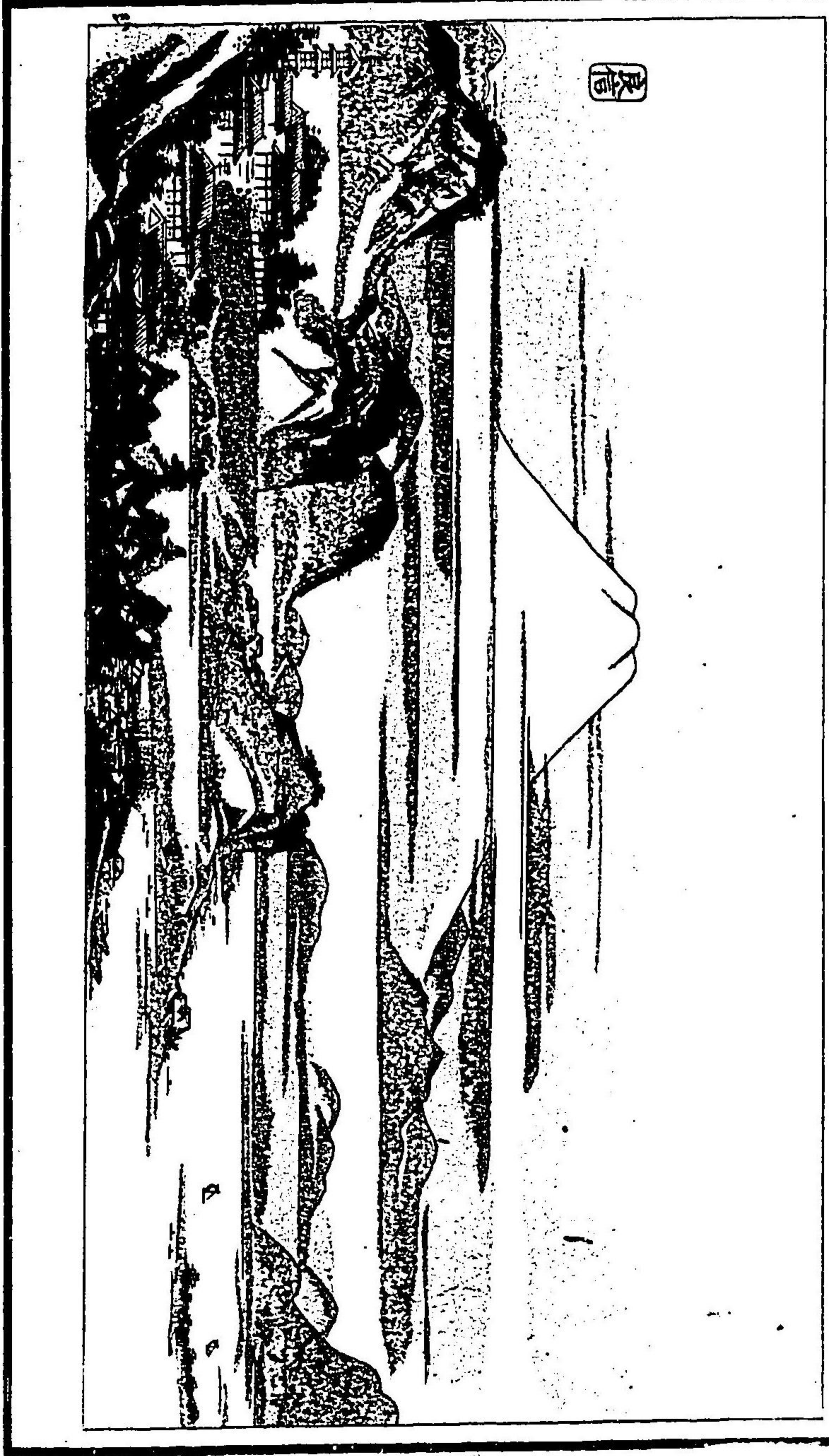
大

部

有



富士山圖  
僧雪舟  
揚名備  
明中  
年人  
間



文藝類纂  
卷五  
音

山水對幅之  
一  
大炊助符野  
元信  
清○文  
長享年  
間



文藝類纂  
卷五  
音



大江山繪卷  
越前守狩野  
元信法名永  
子仙正信  
眼と世称を



百馬圖之一  
狩野守信元  
曾孫孝信  
長子探幽の  
寛文年間





十二月品定  
 菱川師宣  
 吉兵衛  
 元禄二年  
 間の  
 人

古屏風畫  
 岩佐勝重  
 又  
 世稱  
 天正  
 間  
 祿元年  
 人

五十三



有卿



有卿

五十三



138

8

44

文藝類纂

卷五

文藝類纂

文藝類纂卷五終



138  
8  
44

東 京 圖 書 館			
四	三	二	和 書 門
八	七	三	類 書 類
冊	號	架	函 類

文藝類纂

學志下  
神原芳野編

卷六

不  
同  
冊  
出



文藝類纂卷六目錄

學志下

醫學

醫官

附 施藥院 乳院

醫學則及科試及第

外科

鍼術

女醫

耳目口齒科



按摩

藥物學

曆學

曆官

曆奏

諸曆沿革并圖

漏刻學

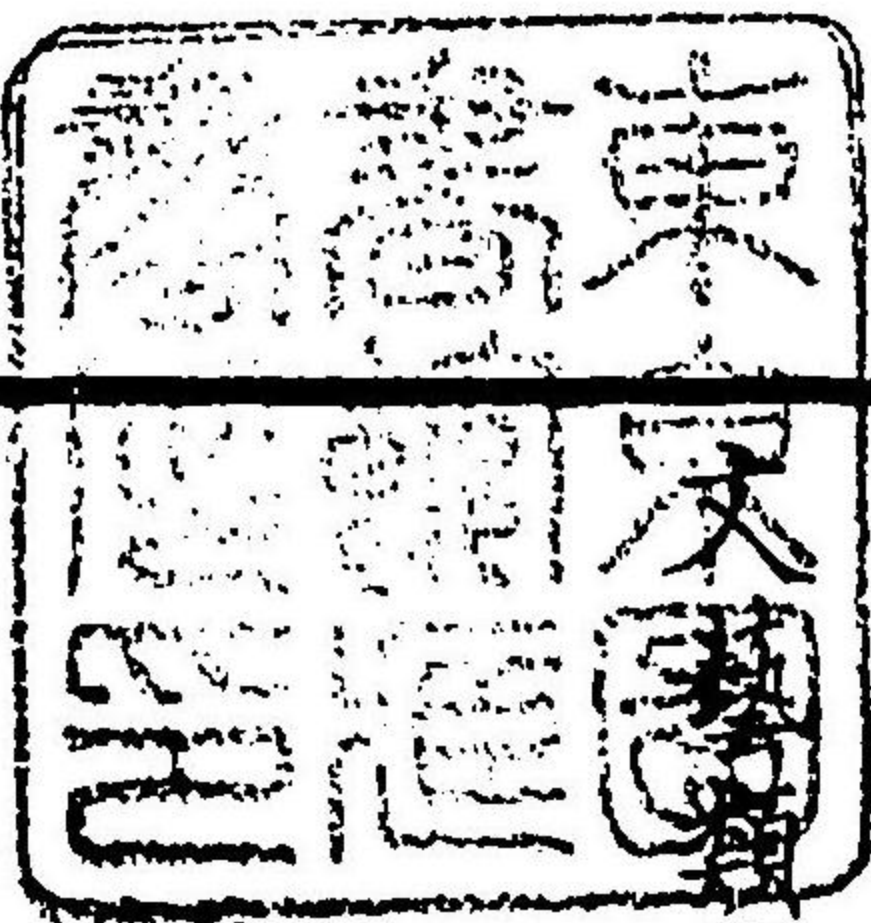
漏刻諸圖

漏刻分度

時辰儀

天文學





纂卷六

榊原芳野 編

學志下

醫學

醫療の始ハ其詳ふるを知るへかりといへども古事記  
 上 即於其石所燒著而死爾其御祖命哭患而參上于天請神  
 産巢日之命乃遣賣貝比賣與蛤貝比賣令作活爾賣貝比賣  
 岐佐宜集而蛤貝比賣持水而塗母乳汁者成麗壯夫而出遊  
 行又其前段於是大穴牟遲神教告其菟今急往此水門以



水洗<sup>ラ</sup>汝<sup>ニ</sup>身<sup>ヲ</sup>即<sup>チ</sup>取<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>水<sup>ヲ</sup>門<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>蒲<sup>ノ</sup>黃<sup>ノ</sup>敷<sup>キ</sup>散<sup>シ</sup>而<sup>シテ</sup>輾<sup>ル</sup>轉<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>汝<sup>ノ</sup>身<sup>ヲ</sup>如<sup>ク</sup>本<sup>ノ</sup>膚<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>差<sup>ス</sup>故<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>如<sup>ク</sup>教<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>身<sup>ヲ</sup>如<sup>ク</sup>本<sup>ノ</sup>也<sup>ト</sup>あるハ已<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>醫<sup>ノ</sup>藥<sup>ノ</sup>ノ名<sup>ニ</sup>ありたり日本紀神代大己貴命ナホナムチ與<sup>ニ</sup>少彥名命スチヒコ戮<sup>シ</sup>力<sup>ヲ</sup>一心經營天下復爲顯見蒼生及畜産則定其療病之方と此故も我國二神と以て醫術の祖と以然れとも上古の藥方へ方今傳ふる者僅も後世一二の書中も存り又民俗の傳ふる所もあれと動もされハ後人の假託も出たり多くなり其書疑ふべく從て其法も信し難き者あり其漢韓の方を用われしハ古事記上卷○此時シラキノコニ新良國主貢進御調ヤソヒト八十一艘爾御調之大使名云金波鎮漢紀武此人深知藥方故治差帝皇之

御病又日本紀同紀三年遣使求良醫秋八月醫至自新羅則令治天皇病未經幾時病已差也天皇歡之厚賞醫以歸本國とあるも同時の事として傳と異よせる歟又別よ求めたりしう帝固多病と以て即位し給はきりしことあれハ再三其事ありしも知るへかりハ爾來漸々唐法も由りて鍼術按摩等の科と分ち又歸化の醫生の止りて治療を教ふるあり又我國の人の外國に至りて留學せし者も頗多し其歸化の人の日本紀九欽明天皇十五年二月も別奉勅貢中略醫博士奈卒王有陵陀同書天武紀下朱鳥元年五月庚子朔戊申云々是日侍醫百濟人億仁病之臨死則授勳大壹位仍



封百戸同持統紀五年十二月戊戌朔己亥賜醫博士務大參  
德自珍高麗百濟の語ありと雖我國人又非ること著し此  
餘外地の人と見ゆる者多し盡く擧るゝ違あり此  
皆其頃高手の醫なりへし又留學生も推古紀又十六年九  
月是時遣於唐國學生倭直福因云々并八人也と云へる者  
即醫學生ふることへ同三十一年又是時大唐學問者僧惠  
齊惠光及醫惠日福因等並從智洗爾等來之とあるよし知  
るへし又續日本後紀承和四年六月己未右京人左京亮從  
五位上吉田宿禰書主中始祖鹽垂津大倭人也後順國命往  
居三巴次地其地遂隸百濟鹽垂津八世孫達率吉大尚其弟  
少尚等有懷土心相尋來朝世傳醫術兼通文藝下又文德實

錄五仁壽三年六月辛酉侍醫外從五位下菅原朝臣梶成卒  
梶成右京人也業練醫術最解處療承和元年從聘唐使渡海  
朝廷以梶成明達醫經令其請問疑義下等上の文ありて科試  
の法も大に備れり科試法次其學ふ所り多く漢唐の書に  
據より而して其高手の者も少うらば出雲廣定其子菅原  
峯嗣物部廣泉小野藏根等其名を得たる者あり就中和氣  
丹波の二氏奕世其人多きを以て竟に世職となれり和氣  
氏の清麿の子廣世より其子時雨孫憲定明重利長等其傑  
あり丹波氏の其祖康頼より孫忠明曾孫雅忠に至りて大  
に其名を擅ます以上黒川道祐本朝醫考に載る然れとも  
和氣系圖丹波系圖を参考に



五世孫充角充角號坂三郎其後系斷絶、而後有九佛九佛子十佛十佛の子士佛といは然れとも卧雲日件錄三六十一十佛弟子士佛也、士字言十一佛也予以為十佛士佛佛の師、十佛父子、今問之則師弟也と、舊く誤れりと見ゆ、士佛の師、十佛、光明帝の時、民部卿法印を任はし、是醫家にて僧衣を着し、藥院使長成剃髮して後鳥羽上皇に隱岐士佛嗣て後光嚴を仕へし、非常の權を以て此例は非ぞ、院、後圓融院、後小松院に寵遇せられしふと見るへし

それより愈聞ゆる者あることおく、後土御門帝は、藥師寺の僧高定を召して、弗豫を療せしめ給ふおと、醫考如雲集を引く其人おきこと見るへし、其後天文中に至りて、曲直瀬道三あり、姓源堀部氏、名は正盛、伯母を養はれて、曲直瀬を冒は、一溪と號を、西京の人にして、初僧とふる、還俗して、下野足利の學校に學ひ、武藏川越の人導道に就きて醫術を受く、導道は明に到りて、醫を學ひし人なり、業成りて京に歸り、足利義輝に仕ふ、天正二年、正親町天皇の御脈を診し、翠竹院の號を賜ふ、原雖知苦庵と稱を著し所全九集七卷、啓迪集八卷あり、其學東垣丹溪の術を唱ふると以て、時人丹溪流の醫と稱



是ること永祿以來出來始事書名見えり、其子正紹、延壽院道三と稱ひ、初延命院玄朔と云ふ、正盛養て子とひ、能其業と承く、後陽成帝と侍し、不豫と醫して功あり、亦法印と叙き、其後改て今大路と號今大路家譜、養安院正琳、壽命院徳潤、施藥院全宗等、皆正盛の門と出つ、本朝醫考又其頃三河人長一作田徳本あり、甲斐信濃と周遊して、治療と爲ひ、新と十九方、及新方を創し、始めて峻利の藥劑と用ぬ、大と奇效と奏し、世と名あり、是後世和方の中興として、寛永の初年、百一十八とて死徳本方書の跋、其後元文寶曆の間、安藝人畠山爲則といふ者あり、西京と上りて東洞院と居り、東洞と號し

姓と吉益と改む、大と後世醫術の萎蕩と慨し、陰陽五行の舊法と一洗し、漢時の古方と従ひ、謂らく、萬病も一毒と除けり、病愈ゆと、專劇劑と投ひ、是草木の温良あるは、病と去るは難く、藥偏性ふらされり、毒と攻るは足らざるを以てあり、くと至りて、其學大と行われ、醫術粗一變せり、俗と之と古方家と稱ひ、其頃大和人と、福井柳介楓亭西京人と、荻野元凱台州あり、東京と望月三英鹿門山田宗俊南園多紀安元藍溪等ありて、東西と興り、其學古今と折衷し、其術と亦高きを以て一時其名大と著り、本朝名醫傳俗と雜方家と稱ひ、これより先豊前中津の醫、前野良澤あり、外科と事とひ、解剖の



學志して、遂は友人杉田鷗齋、桂川甫周と共に、相研究して、蘭書と讀むことと、長崎の譯官を學ぶ、尋て宇田川榕庵、大槻玄澤等出て、與は和蘭の藥方を用かたり、是今日西洋學の嚆矢あり、又天保弘化の間、江戸は佐藤定方ありて、我國の古書と涉獵し、遂は古方書と研究し、諸遺方と蒐輯して一家とたり、頗其名あり、尋て權田直助あり、古和方と唱ふ其門井上頼國亦其業と傳ふ、

醫官

宮内省の管は、典藥寮、中務省の管は、内藥司あり、然れとも其始めて置かれしは、何時ふると知り、かゝり、日本紀天

武紀と按をるよ、侍醫オトクシの名處々あり、而して四年正月丙午朔、大學寮諸學生、陰陽寮外藥寮、云々捧藥及珍異等物進マシの文あり、蓋し内藥司は、侍醫の直をる所にして、外藥寮は、即典藥寮あるへし、天武の後、大寶の前置られしあるへし、其所處令中は説く所は、考へらば、桓武天皇の後、拾芥抄中は、御井町北、左馬寮、東造酒司、南は圖は、其官員は、職員令は、頭一人、掌諸藥物療疾病及藥園事、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、醫師十人、掌療諸疾病及診候、醫博士一人、掌諸藥方脈經教授、醫學生等、醫生卅人、掌學諸醫療、針師五人、掌療諸瘡病、及補寫針博士一人、掌教針生等、針生廿人、掌學針



按摩師二人、掌療諸傷折、案摩博士一人、掌教按摩生等、按摩生十人、下學按摩療傷折、上咒禁師二人、掌咒禁、下咒禁博士一人、掌教咒禁生、上咒禁生六人、掌學咒禁、下藥園師二人、掌知藥性色目種採、上藥園諸草及教、下藥園生六人、掌學識諸藥、使部廿人、直丁二人、藥戶、乳戸以上と載せり、其後變革あり、れと、咒禁の博士師生等あり、何時廢せられし、是一時唐令と擬して置れしあり、唐令今存せりといはれども、大師四人ありて、唐六典十一、尚藥司の下に、咒禁れり、唐令にも必有るべし、又職原抄に女醫博士あり、是令外の官おれども、續日本紀、養老六年十一月朔、甲戌、始置女醫博士といはれり、其來る久し、且此時に、男子を以て婦

人と療むる官より、婦人の女醫あり、之より先已に有り、政事要略に、醫疾令を引る文、下の女醫の下に、擧ぐし、且職原抄に、末に、侍醫を載せて、相當正六位下の官と、當道重之歟、侍醫其職此、云、半昇殿、常候、禁中、故稱侍醫也、主上出御殿上之時、侍醫參小板敷、奉見龍顏、近代四位五位任之、權侍醫、同道五位六位任之、歟とあるに、前より引ける天武紀の侍醫と同一くらびて、定額の外に、高手の者と擇られし、頭と和丹兩家の者と定められしより起れるあり、此外諸衛府大學寮等、皆醫師と附せらるることあり、皆此寮より擇ひ送るあり



附録 施藥院

其始ハ續日本紀天平二年四月辛未始置皇后宮職施藥院  
 令諸國以職封并大臣家封戶庸物價買取草藥每年進之ト  
 是仁正皇后之意より出て天下飢病の徒と養われトこと  
 天平四年六月皇后崩御の條又見也其後中絶せトり將行  
 ちれさりトり再官員を定めらる日本後紀鈔本天長二年  
 十一月庚午置施藥院使司判官主典醫師各一人と有り續  
 日本後紀五承和三年五月の上表又故左大臣贈正一位藤  
 原朝臣冬嗣情深謙挹義貴能施遂乃折剖食封千戶貯收施  
 藥勸學兩院藤原氏諸親絶乏者同氏子弟勸學之輩量班與

之トいへるハ冬嗣の再興あられトり者あるトり原ハ藤原  
 氏窮乏の者の爲ありトり後ハ再朝庭施行の藥院トかれ  
 りと見えて職原抄下施藥院使の下又使醫道四位以下補  
 之爲彼道重職也判官主典件職往古藤氏長者宣也近代勅  
 補歟但不載除目近代以下竄入といふ然れとも往古云々  
 知る是既又官より命せらることありトあり即和氣  
 長成承久の亂又上皇又隱岐又從ひトり者あり丹波雅忠等皆此官とある後世  
 只空トり官又拜するのミりトり施藥院ハ既トり再廢頽せトり  
 と見えトり然れとも其在所ハ拾芥抄中施藥院藥院唐  
 橋南室町西云々施藥院同所也東五條藤氏先祖申納諸國



藥種養病人所也。有使以辨別當主典及外記爲別當。

乳院

拾芥抄中末乳牛院、豐樂院別當所、在右近馬場西、有別當乳師預等納山城丹後菊大炊雜穀運取とあるハ、古の貢蘇廢せられてより、且供御は新鮮あると取らん爲あるハ、之より先、延喜の頃ハ、民部式ハ、伊勢尾張參河遠江駿河伊豆甲斐相摸の八國ハ、丑未の年貢し、伊賀武藏安房上總下總常陸の六國ハ、寅申年近江美濃信濃上野下野若狹越前加賀の八國ハ、卯酉年能登越中越後丹波丹後但馬因幡伯耆出雲石見十國ハ、辰戌年太宰府己亥年播磨美作備前備中安

藝周防長門紀伊淡路讚岐伊豫土佐子午年ハ貢とるハ例とハ、且曰く、凡諸國貢蘇各依番次當年十一月以前進了、但出雲國十二月爲限輪轉隨欠終而復始其取得乳者肥牛日大八合瘦牛減半作蘇之法乳大一斗煎得蘇大一升但飼秣者頭日別四把と、是延喜間の制ありといへとも、其より前己よこれと行これハ、姓氏錄左京諸蕃下和樂使主出自吳國主照淵孫智聰也、中畧男善那使主天萬豐日天皇謚考御世、依獻牛乳賜姓和樂使主と、其來ること遠し、後世ハ只大臣の大饗ハ、蘇甘栗と賜ふ式のハ、纔ハ存して、供御ハ上ることあり、其大饗の式ハ、西宮記正月西宮抄北山抄三拾遺雜



抄上江家次第正月侍中群要等其式と載せり、此又載せ  
以、其他藥園典藥金剛砂園在大和國藏人所和之蜜園、甘栗御園等、拾  
芥抄又載せり、藥園ハ藥物學の下併せ見るべし、

醫學則

上又舉けり如く、古ハ常の師もあく、學ひり如くと雖  
も、令撰述以前より、其學則と定められりあり、職員令集解  
又、醫生卅人、私醫疾令凡云醫生按摩生咒禁生藥園生先取  
藥部及世習次取庶人年十三以上十六以下聰令者爲之、其  
學之所ハ、政事要略九十又、醫疾令と引き、此令中古逸一  
集解中又存醫針生、各分經受業、醫生習甲乙脈經、本草、兼習小

品集驗等方、針生習素問黃帝針經、明堂脈訣、兼習流注偃息  
等圖、赤烏神針等經又これと學ふ次第ハ、同書ハ、醫針生初  
入學者、先讀本草脈訣明堂、讀本草者、即令識藥形藥性、讀明  
堂者、即令驗圖識其孔穴、讀脈訣者、令遞相診候、使知四時浮  
沈澀滑之狀、次讀素問黃帝針經甲乙脈經、皆使精熟、其兼習  
之業、各令通利と、此の如く諸書ハ習熟して後、又分科し  
て學ひりむるなり、同書ハ、醫生、即讀諸經、乃分業教習率廿  
以上為少也言療治少小二人學耳、目口齒又女醫あり其教  
固多異成人故別云少小二人學、少小、解と引きて謂六  
以上為少也言療治少小二人學、少小、歲以上為小十八  
以十二人、學體療、三人學創腫、三人學少小、其教  
固多異成人故別云少小二人學、耳、目、口、齒、又、女、醫、あり、授女  
醫の下各其業と受く、其教習の法も、同書ハ、教習本草素問



黃帝針經甲乙博士皆案文說如講五經之法然れとも延喜の頃ハ、差其書目と異より、典藥寮式ハ、凡應講醫經者、大素經限四百六十九日、新修本草三百十日、小品三百十日、明堂二百日、八十一難經六十日、其博士准大學博士、給酒食并燈油賞錢、而して月々生徒と試ること大學と同し、其試法ハ、同書ハ、鑿針生ハ、博士一月一試、典藥頭助、一季一試、宮内卿輔、年終總試、其考試法式、一准大學生、例、若業術灼然過於見任官者、即聽補替、其在學九年、無成者、退從本色、同書ハ、醫針生、業成送官者、式部覆試各十二條、醫生試甲乙四條、本草脈經各三條、針生試素問四條、黃帝針經明堂脈訣各二條、其兼

習之業、鑿針各二條、問答法式並准大學生例とあり

此の如く試して後、これと叙ハ、其叙法ハ、同書ハ、鑿生全通從八位下、叙通ハ以上、大初位上、叙、其針生、降、鑿生、一、等、不第者、退、還、本、學、經、雖、不、第、而、明、於、諸、方、量、堪、療、病、者、仍、聽、補、醫、師、以、上、ハ、典、藥、寮、ノ、式、ハ、諸、國、ハ、於、て、も、猶、國、學、生、徒、ノ、如、シ、職、員、令、集、解、ハ、鑿、疾、令、と、引、き、て、凡、國、鑿、師、教、授、鑿、方、及、生、徒、課、業、年、限、並、准、典、藥、寮、教、習、法、又、同、書、同、條、ハ、凡、國、醫、生、每、月、醫、師、試、年、終、國、司、對、試、並、明、定、優、劣、試、有、不、通、者、隨、狀、科、罪、若、不、率、師、教、數、有、慳、犯、及、課、業、不、充、終、無、長、進、者、隨、事、解、黜、即、立、替、人、其、他、典、藥、寮、と、異、ふ、る、こ、と、諸、書、ハ、見、之、ハ、後、世



課試の法も廢せられし、又時々これと興されしと見え  
たり、日本紀略印本三 天曆元年六月一日、甲寅下、鑿道學生等  
可令課試、宣旨とあり、延喜式と去ること幾年と經さる  
よ己と繼て行はれさりしこと見るべし、古今醫考扶桑  
今本無一 略記を引けとも

外科

外科の醫疾令よ、所謂創腫、謂創與瘡字相通也といふ者よりて、古より其科と別ちしあり、續日本後紀四 承和二年十月乙亥、丹波國人右近衛醫師、外從五位下大村直福吉、中妙得療瘡之術、當時諸醫不得間然、天皇寵愛、至賜宅居、遂據其口決、令撰

治瘡記と、是上世外科の傑然たる者あり、是前よりいへる如く、別て創腫と學ふを以て、往々妙手の者もありしあり、日本後紀鈔本十四 弘仁十一年十二月癸巳、勅置針生五人、令讀新修本草經、明堂經、劉泊子鬼遺方、兼少吏集驗千金廣濟方等中、治瘡方、特給月料、令成其業、然れとも其學ふ期限ハ、尋常の醫より差短し、政事要略、鑿疾令を引きて、學體療者限七年成學、少小及創腫者各五年成學と、其後ハ内外の別と立られしと見えて、一科よ名あることを聞けし、古書中よ舉げたる、外療の奇效ありしハ、皆前よ舉げたる、和丹兩家の人々より、持よ其術を修めしことを聞けし、只慶長



年間、高取秀次といへる者ありて、外科を以、其流を學ぶ者、これと高取流といふ、傳記再考をへし未確證を見以姑く清水世信の抄記せし所を據又葡萄牙人より傳はりし法を襲き用ゐる者と、南蠻流と稱し、元和以後、肥前長崎の諸醫學所是あり、元祿の際に至りて、其二流漸く衰へ、栗崎正羽、楢林豊重等出て、各一家を成し、頗其名あり、其後享和文化の際に至りて、紀伊の人、華岡隨賢といふ者あり、内治を吉益東洞に學び、又外治を大和見水に學ぶ、後治方を活物に考へ、乳岩骨疽等に至るまで、新機軸と出して、其器を創し、これと割き洗ひて、穢毒と去るは、衆醫手を束る所の症、盡く療せざるお

し、其偉績大に世に稱せらる、今其術を傳ふる者多し、これと華岡流と稱す、

鍼術

鍼術の始詳ふらば、針家の傳説あれとも信只日本紀皇極帝四年、高麗のこゝと載せて、鞍作得志、以虎爲友、中虎授其針、曰、慎矣、慎矣、令人知、以此治之、病無不愈、果如所言、得志恒以其針置柱中、是東海黃公に類似せる小説ふれと古來より此類の術あること見るべし、職員令に擧ぐる所前、載り、其受業の期限、政事要畧醫疾令と引て、學體療者限七年、中略針生七年成と、其課試叙法并前見えり







十五以上、廿五以下、性識慧了者、卅人、別所安置謂内藥司側造別院安置

也、教以安胎、產難及創腫、傷折、針灸之法、皆案文口授謂女醫不讀方

經唯習手治、故博士於其所習案方經以口授也、云々 每月醫博士試、年終内藥司試、限

七年成とあるハ、即女醫博士よりて、男子ありき者あり、

其後女子よりてハ、其誤失あるへきと、不讀方經よてハ、頗危殆よ涉ると以て

ふる以て別は男子の博士と置られしふるへし、然れとも

中世或は任し、或は任せられし、只賀川玄悦の門人、岡本玄

迪の子、滿貞、其術は名あるを以て、女醫博士とある、是數百

年の舊は復はといふへし、其前吉益半笑齋、中條帶刀の二

人ありて、並は婦人家の稱あり、寶曆明和の間、西京は賀川

玄悦あり、其門は岡本玄迪あり、玄迪の門、奥之基、畑中正月、  
桑原惟親あり、此時は方り、奥の白河は、蛭田玄仙といふ者  
あり、賀川氏と共に名を擅はし、今に至りても、坊間の穩婆  
賀川中條と冒稱をるに至る、其盛名想ふへし、

耳目口齒科

古は合せて一科とし、政事要略九十五、醫疾令の文を引て  
耳目口齒者四年成とあれと、耳目口齒科ハ、中世聞くこと  
あり、耳ハ幕府の醫員添田玄泉、自耳醫と稱せし有るのこ、  
目科ハ、本朝醫考よ、本朝目醫其家傳者多、特推馬島良峰以  
爲勝、馬島者尾州馬島藏南坊僧、遇異人傳奇方、四方患眼者



悉到彼寺求療養、今直呼馬島城州良峰成就坊僧亦如此、其  
外佐々木青木、須磨穗積等作一家者、不爲不多矣、今見存  
いる者と聞う、然れとも眼科と稱して、門戸と立る者數  
流あり、口齒科ハ、中古嘗て聞う、只丹波康賴の子、俊雅の  
裔、賴元の子、賀茂玄泰の養子とあり、兼康と稱し、古今其孫  
暨考  
兼康を以て姓とす、世は兼康祐元と稱し、自ら口齒の治療  
と爲と稱し、磨齒藥と賣る者あり、其然否と未ら、

### 按摩

按摩師、按摩生、今は載とといへとも、其後絶えて聞くこと  
あり、是亦六典尚藥局の人員おれと其用少きと、其職ハ、今  
以て咒禁師と同じく自廢せられあり

の整骨おれと、亦今所謂導引とも兼稱し、是按摩の名今  
ハ導引と專ある所以あるへ、政事要略引く所の醫疾令  
ハ按摩生學按摩傷折方及刺縛之法、注義解ハ謂按摩者  
令他人牽舉揚批、或摩使筋骨調暢邪氣散洩也、傷折者折跌  
也、刺縛者以鍼刺決折傷之瘀血、是爲刺也、跌傷之重、善繫縛  
按摩導引、令其氣復是爲縛也、其大概と見ら、一と雖今此  
術を傳ふる者あり、整骨の法も所傳ありて、門戸と張れる  
者あれとも、皆自得せし術と、人より傳はれる者あり、古の  
按摩と趣を異し、一又柔術家も、其家法ありて、これ  
と能くさる者多けれとも、皆古方と異し、一今は説く



所ハ既ニ絶一なるヘシ、

### 藥物學

藥物を研究する學ハ、中古これを茫乎ニ屬スル雖モ、古昔  
 ハ殊ニこれを教習セリ、日本紀欽明天皇十五年春二月百  
 濟云々、別奉勅貢中採藥師施德潘量豐固德、丁有陀とある、  
 是藥物を識る者の始トシ、又天智天皇紀ニ、十年正月中是  
 月以太山下授中焮曰比予贊波羅金須解鬼室集信解吉大  
 尚解と見えたるハ、前の採藥師ト同一ク、諸藥を了解した  
 る韓人と爵せられしあろく、其頃の法ハ、何如を知らへ  
 くらんと雖モ、職員令藥園師、藥園生を擧げて本文醫の藥  
 下ニ擧ぐ藥

物と識ることといひ、政事要略醫疾令と引て、藥園生ハ藥  
 部世習ニ取ることと云ひ、又諸國輸藥之處置採藥師令以  
 時採取とあれハ、此官必諸國ニ有しあろく、又職員令  
 集解ニ、凡藥園令師檢校、仍取園生教讀本草、辨識諸藥並採  
 種之法、隨近山澤有藥草之處採握種之、所須人功並役藥戶  
 ト、其藥師の教ふる所、藥生の學ぶ所、蓋神農本經及陶弘景  
 の名鑿別錄ふるヘシ、然れとも類聚國史職官部ニ、鑿生者  
 々ハ、本經の大素甲乙脈經本草勤須講之とあ  
 りとも思ハル、其後桓武天皇の朝ニ至りて詔して唐新修  
 本草と用カシむ續日本紀三十延曆六年五月戊戌、典藥寮  
 言蘇敬注新修本草、與陶隱居集注本草相檢增一百餘條、亦



今採用草藥既合敬說請行用之聽焉蘇敬ハ唐右監門長史  
 以宋開宝本草に至りて宋太祖の父趙敬の名と諱にて蘇  
 恭と作る故に後世仍り用かて敬の名と亡せり今只我邦  
 傳へる所の新修本草と其名ととあるは據れり此前ハ  
 存り其本草近來世に出てより  
 專名鑿別錄と學ひあるへし此詔ありてより一は新修  
 と用かゝること延喜式部式上は凡鑿生皆讀蘇敬新修本草  
 典藥式は凡應讀鑿經者中略新修本草三百十月又曰凡大素  
 經准大經新修本草准中經下略等の文あり其後延喜の頃ハ  
 至り年代確證ありといへとも参考大醫博士深江輔仁新抄  
 和名本草と撰ひること源順和名抄の序に見えり是我  
 國動植と録せし者の始あるへしこれに次きて丹波康賴

の鑿心方首卷末卷又後人の補綴といへとも七世孫長平の撰る所  
 といふ康賴本草梶原性全る萬安方六十一二の卷照味鏡等  
 出つ其後ハ聞ゆる者ありと雖も應仁の頃竹田定盛昭慶と稱  
 りの門人山科景紹といふ者明は航して本草を學ひこ  
 と清水世信所記あれハ傳記傳はらひと雖も亦研究せし人ふる  
 へし又天文年間吉田宗桂意安と號和藥を辨知するを以て  
 世は日華子と稱せられ遂は自別號とせし事本朝鑿考は  
 見えり然らば此頃ハ己は專陳日華の開寶本草と攻め  
 たり其後林道春等出て文華稍開けり未だ未能く本草  
 家の書と研究する者有らば元祿の際筑前の人貝原篤信



儒士ふれとも、實學と好む、旁醫と能くば、くくは於て、始めて大和本草の著あり、其他農政種樹の書等と撰り、尋て江戸人、稻生宣義あり、若水と號り、加賀の前田氏と仕ふ、諸州と經歷して、手親、實物を寫して傍ら其説を記し、庶物類纂一千卷と著り、是我國動植學の始祖とて、松岡玄達、其門より出つ、玄達は西京の人として、善く其業を恢弘し、用藥須知、毛詩名物辨解等人の便をる所あり、是亦弟子多しといへとも、其翹楚たるは、小野職博なり、職博蘭山と號り、西京の人なり、幕府其名と聞きて、江戸より招く、くくは於て、藥物の學大に行かれ、其門多く有名の人と出せり、其子孫亦其

箕裘と繼ぐ、且享保年間江戸より阿部將翁あり、幕府の命より因りて、諸國と經歷し、動植と考究し、其時の著採藥使記あり、其裔阿部友進亦將翁と號り、其業と承けて、西洋植學と講せり、又文化年間江戸藥園の管人より、岩崎常正あり、培養より精しく、寫真より妙なり、著り所本草圖譜數十卷あり、其他小野蘭山より先て、田村藍水大田大洲あり、藍水の門、讚岐人平賀鳩溪と出り、只動植の學のよあらば、西洋窮理の學も從事し、電機火浣布砂糖製造等と發明せしは、人の知る所なり、物類品隲世より行へる、同門より曾昌啓あり、是亦古今の動植と考定し、其後宇田川榕庵大槻玄澤あり、前野良澤と



與、阿蘭學と修め、遂は瑞典林娜斯氏の學と興し、西洋の植學と傳播し、榕庵著し、所植學啓源なり、玄澤著し、所蘭畹摘芳あり、又蘭山の門水谷豐文あり、豐文の門は尾張人伊藤圭介と出、圭介大に其學と廣め、林氏埜氏の說と主張し、著書夥しく、年七十と踰えて愈其業と研究し、圭介の門、田中芳男あり、是亦大に學風と振起せり、

曆學

我國曆の始は、日本紀欽明天皇十四年夏六月遣内臣使於百濟、中略ト書、曆本種々藥物可附送、同十五年二月別奉勅、貢易博士、施德王道良、曆博士固德王保孫と、いへる文あれと

是我國人の曆と作れるは、非は、推古紀十年冬十月百濟僧觀勒來、之仍貢曆本、及天文地理書、并遁甲方術之書也、是時選書生三四人、以俾學習於觀勒、陽候史祖、王陳習曆法、下略皆學、以成業、是曆學家の權輿なり、此時傳へるは、元嘉曆にして、次は引ける三代實錄は據れるなり宋書文帝紀は、元嘉二十二年春正月辛卯朔改用御史中丞何承天元嘉曆とあり、是は其後循用せらるること八十九年にして、持統天皇紀四年の文は十一月甲申奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆とあるは、其久して差違と生じ、且唐國よても、麟德二年、李淳風、麟德甲子元曆と造りて、唐よても凡て八度曆と天武の朝、此國は傳へ



と以て儀鳳ハ唐の高宗の年号にて、其頃我國ニ傳ヘーと  
以て、此名あるあるヘー、儀鳳元年ハ天武帝の五年  
ニ當リ此勅ありーふるヘー、其後淳仁天皇ニ至りて、又一變  
せり、續日本紀、天平寶字七年、八月戊子、廢儀鳳曆用大衍曆  
の文あり、是此前より、漸々元嘉曆を廢し、純ニ儀鳳曆を用  
われーが、併せて儀鳳曆も廢せられーあり、此大衍曆ハ  
唐の開元十六年、僧一行の造る所ニて、開元大衍曆とい  
ふ、循ひ用かること、九十四年より、又改めて五紀曆を用  
からる、文德實錄ハ、天安元年正月丙辰、先是曆博士大春日  
朝臣真野麻呂上請、以開元大衍曆經造年久、而今檢大唐開  
成四年、大中三年兩年曆、注年大小、頗有相謬、覆審其由、依五

紀曆經造之望也、依件、經術將造進、今日仍許之、五紀曆ハ  
唐藝文志ニ、寶應五紀曆四十卷、曆志ニ、寶應元年六月云々  
代宗以至德曆不與天合、詔司天臺官屬郭獻之等、復用麟德  
元紀、更立歲差云々、帝爲製序、題曰五紀曆とある者是あり、  
真野麻呂曆學ニ精しきと以て、此時上請して曆術を改む  
といへとも、其術を傳ふる者なり、次の文遂ニ清和天皇ニ  
至りて、又宣明曆を改めらる、三代實錄ニ、貞觀三年六月十  
六日己未、頒行長慶宣明曆經、先是陰陽頭從五位下、兼行曆  
博士、大春日朝臣真野麻呂奏言、謹檢豐御食炊屋姫天皇十  
年十月、百濟國僧觀勒、始貢曆術而未行於世、高天原廣野姫



天皇四年十二月有勅始用元嘉曆次用儀鳳曆高野姬天皇  
天平寶字七年八月用開元大衍曆厥後寶龜十一年遣唐使  
錄事故從五位下行內藥正羽粟臣翼貢寶應五紀曆經云大  
唐今停大衍曆唯用此經天應元年有勅據彼經造曆日無人  
習學不得傳業猶用大衍曆經已及百年真野麻呂去齊衡三  
年申請用彼五紀曆朝廷議云國家據大衍經造曆日尚矣去  
聖已遠義貴兩存宜暫相兼不得偏用貞觀元年渤海國大使  
馬孝慎新貢長慶宣明曆經云是大唐新用經也真野麻呂試  
加覆勘理當固然仍以彼新曆比較大衍五紀等兩經且察天  
文且參時候兩經之術漸以麤疎令朔節氣既有差又勘大唐

開成四年天平十二年等曆不復與彼新曆相違議曰陰陽之  
運隨動而差差而不已遂與曆錯者方今大唐開元以來三改  
曆術本朝天平以降猶用一經靜言事理實不可然請停舊用  
新欽若天步詔從之詳言沿革と見るも足れり其後後朱  
雀院天皇の時大法師證照といふ者あり頗其差違と認得  
たりと見えて曆博士道平と曆と論せしことあり百練抄  
四、長曆三年五月廿三日諸卿定申曆博士道平與僧證照  
後文照と作る諸本皆同 曆論事可用道平曆之由被宣下同  
未と是非と知らず 卷永承五年九月廿八日諸卿定申曆博士道平大法師證照  
算博士爲長等勘申朔且論事是增命 證照の一名 申云今年



閏在十一月、道平造曆可謂訛謬、然間、大宋曆持來、閏在十一月、仍仰道平證照為長進、勘文、道平申云、延曆以後、一章不誤、至于承平六年者、曆家失也、先例雖有和漢曆之相違、公家更不用異朝說云々、仍被定朔且畢、あるハ、同卷永承三年五月二日、大宰府進新羅曆、與本朝無相違、但十二月大小不同、これ又因りて、一時曆學の差謬を正さんとして、諸博士に命せられしあるハ、然れとも、人々其差違を説く者ありしと見えて、古曆書ハ、好古日録に引く所、誰氏の蔵あるを知らしむらば、建仁年中、大外記頼業、以金詔遣唐使、渡曆書、號宋開禧曆本、吾朝用宣明曆、而以此開禧曆、欲破宣明曆、於是曆博士等失色之處、開

禧有一日、相違、仍被捨之、とあるハ、何時何氏の記録よりハ、蓋日記の文體あり、詳あらば、雖、蓋學者ハ怪と作りしも有りあり、爾來八百二十二年、宣明曆と用ゐて改め、ハ、曆學ニ精しき者の無きのみあり、只これと陰陽寮ニ附して、官よりこれと督せ、只具注七曜の兩曆を獻する式のありて、專日時ハ、の吉凶と説けり、然れとも、亦これを怪しき者もあり、且私ニ別ニ曆本と改めし者もあり、と見えて、空華日用工夫集ニ、應安七年甲寅三月四日、浴伊豆、熱海、蓋三島曆以是日為上巳節、故以詩記之、其頃已ニ別ある者ありたり、又三島曆のみあり、大宮曆あり、北條五代記



關東ノ曆ハ、伊豆ノ國三島ト、武藏ノ國大宮ト、兩所ニテ作  
リ出ス、一年十二月ノ月ニ至リテ、大小ノ相違有リ、兩所ノ  
陰陽師ヲ召、御穿疑有ト雖、諍論ニ及ヒ難決、其頃安藤豐前  
守、博學才智タルニヨリ、氏政此義ヲ御尋有ル云々、貴命難  
辭御請私宅ニ歸リ穿鑿ス、果シテ三島ノ曆相應スト其定  
則ホウリ見ルヘシ、其頃國家多事ニシテ、其業ヲ修むル  
者ホク、安部氏ノ孫土御門氏トシ、宣明曆ヲ據リテ輯録  
シ、賀茂氏ノ裔幸徳井氏トシ、日の吉凶ヲ附シテ、之れヲ奏  
シ、京師ノ裝潢匠ノ長大經師ヲ授けて、これヲ頒布シ、徳川  
氏江戸ヲ移リテ後モ、舊ヲ仍リテ改め以、然ルモ江戸ヲ安



欠

MISSING



曆官

陰陽寮にてこれと管以、此寮ハ中務ニ屬シ職員令ニ、陰陽寮頭一人  
 掌天文曆數風雲氣色有異密封奏聞事助一人、允一人、大屬  
 一人、少屬一人とありて、陰陽師の外ニ、曆博士一人、掌造曆  
 及教曆生等、曆生十人、掌習曆是天長前ヨリの制あり、其後  
 延喜の頃ニ至り、其生中ヨリ、得業生と采まり、延喜陰陽寮  
 式ニ、學生卅人、陰陽生十人、曆生十人、天文生十人、其得業生、陰陽三人、曆一人  
 天文二人、竝取生内人、右得業生選性識聰慧令專精學其名、  
 申官給衣食、成業年限、依令未成業者、不得趁入他色、若未終  
 業、其師遷外官者、從之終業、此の如く官ヨリも教育あり



と以て、往々其道は明ある者も出てあり、其後賀茂忠行の子保憲、陰陽曆學を精しきと以て、兩道の博士を兼任を尊卑故に職原抄に、昔者一家兼兩道、而賀茂保憲以曆道傳其子光榮、以天文道傳弟子安倍晴明、自此已後、兩道相分、昔者一家兼兩道といへる、一時時記の誤あるべしと此時より、遂に世襲の官となり、賀茂氏より、陰陽博士、漏刻博士を、任せし者もあれど、曆博士は、專此家の學とあり、安倍氏に專天文博士を任せしあり、其後安倍氏に連綿しれど、賀茂氏に南都を移住し、今の幸徳井氏是なり、

曆奏

新曆を奏せりること、雜令に、凡陰陽寮、毎年預造來年曆、十一月一日、申送中務、中務奏聞、内外諸司各給一本、義解は謂被司者省國別寫給、並令年前至所在と是其概なり、其後漸々儀式成りて、朝廷一種の盛儀とあれり、其古式は、天長十年奏覽の内裏式中、十一月進御曆式、朔日中務率陰陽寮、候延政門外御曆盛函安大舍人叩門、闈司就版奏云、御曆進止、御曆盛櫃、御曆進止、中務省官姓名謂輔以上叩門故、介申、勅曰、令申、闈司傳宣云、令申、姓名中務率陰陽寮、昇机參入、安庭中退出、中務獨留、奏進其詞云、中務省申、久陰陽寮、乃供奉、留其年、乃御曆、又人給曆進、樂久申給、欠申、無勅、訖、即退出、闈司二人、入、自左掖門、持御曆机、安、箕子



敷上、即内侍持、丞奉覽、闈司便候南階西下、他皆御覽訖、闈司却机安本處退出、侍臣喚内豎、舊例喚大舍人内豎稱唯、立東庭、侍臣宣喚少納言、稱唯、出喚之、少納言入、自日華門、内豎同立東庭、侍臣宣進、禮曆、太政官給、閉稱唯、令内豎荷曆櫃、給大臣、自和十年依右大臣、宣闈司退出、即少納言率内豎六人、入、自日華門、令昇机而出、省侍臣以下之机、儀式卷十、其式粗同一、但末、即以頒曆賜大政官、轉付辨官、令頒下内外諸司とある、即人給の曆あり、其他西宮記、八〇十一北山抄ニ〇年中江家次第、十一月等、其式と舉げられ、大同小異あるを以て、これと省けり、又七曜御曆と奏するハ、内裏式、上〇元日受豊樂院ニ御さる條、闈司二人出自青綺群臣朝賀式

叩一作叫

昇一作舉

礼樂之礼一本无

持一作開

門分坐逢春門南北、大舍人詣門外、叩門曰、御曆進、中務省官姓名等、謂輔以上候門止申、闈司就位、奏、勅曰、令申、闈司復座、傳宣云、姓名等、令申與大舍人稱唯、中務省率陰陽寮、昇置曆之机、入、自逢春門、立庭中退出、輔以上一人留、奏進其詞曰、中務省奏、陰陽寮乃供奉、禮其年七曜御曆進、礼樂恐美申賜止奏、奏事者出、闈司共進、昇机升殿、東階安南榮、即降立階下、西内侍持、丞奉覽、訖、返置机上、曆留云々其他儀式、六元日御豊樂院儀、西宮記、一〇正北山抄、一〇年中等詳、これと載を以上の諸式廢せられ、何時より一條兼良公の公事根源、ハ御曆奏中務省より、明年の曆と奉ると昔ハ主上



南殿より出御ありて是を御覽ありといへば既に其事絶え  
あり是西宮記一 中務省御曆奏或付内侍所又北山抄ニ  
奏御曆事若不出御上卿奏と此式流れて拾芥抄中の御  
曆奏付内侍所と専ら内侍に付て後遂に止る者あるへ

諸曆沿革

古式の詳ありといへとも延喜式部式上凡陰陽寮寫曆  
書手者簡諸司史生充其頒諸國曆者省令朝集雜掌寫之と  
其卷數ハ陰陽寮式ニ凡進曆者具注御曆二卷六月以前為  
上卷七月以  
後為  
下卷納漆函安漆案頒曆一百六十六卷納漆櫃着臺十一月  
一日至延政門外中宮東宮御  
曆供進准此其七曜御曆正月一日候承明

門外と其他用かる所の麻紙墨朱砂兔毛筆膠花軸白綺標  
紙  
の料あり等又頒曆の爲に糊標紙檜軸等を用かることと載せ  
り且御曆の函机ハ黒漆頒曆の如くして察に進むる  
曆ハ赤漆の櫃を用ふるハ陰陽寮式ニ凡曆本進寮具注御曆八月一日七曜の御曆  
十二月十一日頒曆六月二十一日並爲期限と今其具注曆  
の圖を得て左に掲ぐ  
又七曜曆ハ存せる者と觀むといへとも公事根源ニ七曜  
の御曆をハ中務省より奉るテ多ク日月火水木金土コム此七曜を注  
しよりのつよのこよみ也といへば其大體ハ知られ  
し



又假字曆あり、具注曆と譯して、假字として書せしあり、陽曆  
 頒布前の曆是あり、然れとも、近古創造せしは非以、宇治拾  
 遺五これれも今ハ昔、ある人のもとと、あま女房のありける  
 り、人ハ紙乞ひて、そこある若き僧二、かふ曆一きてたべと  
 いひけれハ、僧易きことと、いひて、書きつりけり、始つりと  
 ほうろはしく、神佛二と、かん日、くゑよちあとかきつり  
 けるり、やうく末様二成りて、或物くハぬ日一あとかき、こ  
 れぞあれハ、よくくふ日一あとかかりとあれハ、吉凶を注せ  
 さま、近來の者二幾多も異あしざり一あり、  
 世ハ伊勢曆、會津曆、又薩摩曆等二あり、近來ハ凡て官家の

許と得て、官本と刻せしり、前二引るり如く、日用工夫  
 集二據れハ、三島曆ハ別一撰ひし人ある二似一たり、然れ  
 とも、其事實考ふべからん、且陸中南部の盲曆あり、古板  
 の者ハ往々傳ふる者あり、今近年刊行の者と舉て邊陲  
 の風と見さん



廿一日辛巳金除	廿九日壬午木滿	廿日癸未木滿	四日辛未	歲位无思母倉故	歲位无思母倉二
四日庚辰	正道丁癸月數在	正道丁癸月數在	正道丁癸月數在	歲位无思母倉故	歲位无思母倉二
一日甲申水平	歲後至是後電為	歲後至是後電為	歲後至是後電為	歲後至是後電為	歲後至是後電為
二日丁酉水之	歲前小歲射去	歲前小歲射去	歲前小歲射去	歲前小歲射去	歲前小歲射去
二日丙戌土執	歲前小	歲前小	歲前小	歲前小	歲前小
四日癸未破	~~~~~瘡病祥流	~~~~~瘡病祥流	~~~~~瘡病祥流	~~~~~瘡病祥流	~~~~~瘡病祥流
五日戊子火危	歲前恭祀燒燬去	歲前恭祀燒燬去	歲前恭祀燒燬去	歲前恭祀燒燬去	歲前恭祀燒燬去
六日己丑火成	歲前歸忘獻射	歲前歸忘獻射	歲前歸忘獻射	歲前歸忘獻射	歲前歸忘獻射
七日庚寅木叔	歲前母倉	歲前母倉	歲前母倉	歲前母倉	歲前母倉

天平勝寶八歲具注曆 觀古雜帖所載

伏虎療病以雷火	野華藥丸	獻	方乾翼良	取藥去者 丙午 坤癸丁	解毒丸	解	紫紀解除服方	電種時丸
---------	------	---	------	-------------	-----	---	--------	------



嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏

嘉元五年具注曆

丁

大歲

名加治之歲  
為年費未  
可將空櫃回

大

歲德在壬宮

合在壬宮  
丁上取去  
及宜修造

歲

歲敦在戌

黃

太歲曆

月

歲

火

今月事

對日已未火破

三十四不問疾  
神音

元日庚申未危

忌權爻接嚴花嚴下後  
禱沐浴  
除手足申

內律府神雜 行前使 院宮行前

歲未卯修法 同庚職法 梅行無憂

着欽改 因案奉送

法金醫院一切經云

未歲

干史未去  
納音是泉

凡二百五十四

將

軍在卯

大陰在巳

刑

在丑

歲破在丑

播

在未

豹尾在丑

大歲復

日會初一分  
夜在午刻

青四十三部  
揀垣吉

曜

歲意

祠祀解除吉

院宮

院宮

神心



貞應二年癸未假名曆 好古日録所載

六月大		あ
い	の	い
て	の	り
い	の	あ

貞應二年癸未曆同上

一日ひの	よ	木	天
二日ひの	う		天
三日ひの	ら		天
四日ひの	の		天
五日ひの	ひ		天

延寶四年片假字曆同上

十月大	ト	ワ	ニ	ア	リ
カ	ノ	エ	イ	ヌ	タ
シ	ツ	チ	ノ	エ	ト
ハ	ヒ	フ	ノ	エ	ト
カ	ノ	エ	イ	ヌ	タ
シ	ツ	チ	ノ	エ	ト
ハ	ヒ	フ	ノ	エ	ト
カ	ノ	エ	イ	ヌ	タ
シ	ツ	チ	ノ	エ	ト
ハ	ヒ	フ	ノ	エ	ト







漏刻學

職員令陰陽寮<sub>ニ</sub>漏刻博士二人掌率守辰丁伺漏刻之節守辰丁廿人掌伺漏刻之節以時擊鐘鼓此博士ハ何人ト以て任せるヨリ集解<sub>ニ</sub>朱云問未知得考之人歟答不得考則此中取長者爲漏刻博士者未<sub>ク</sub>此の如く歷代博士ト置るると雖も其始ハ夙<sub>ク</sub>天智天皇の御製<sub>ニ</sub>創れり日本紀天智紀十年夏四月丁卯朔辛卯置漏刻於新臺此漏刻者天皇爲皇太子時始親所製造也ト後世此事ト讚<sub>シ</sub>て日本紀竟宴歌<sub>ニ</sub>天慶須女羅<sub>ノ</sub>枳能<sub>ノ</sub>婀娜<sub>ノ</sub>布美濃<sub>ノ</sub>瀾也爾都玖利於枳斯登<sub>ノ</sub>儀農麻<sub>ノ</sub>通麻<sub>ノ</sub>通微<sub>ノ</sub>與毛多<sub>ノ</sub>齋<sub>ノ</sub>勢數<sub>ノ</sub>トある是あり此官官位令<sub>ニ</sub>

從七位下の官トされとも職原抄<sub>ニ</sub>五位六位共任之といへるハ親房卿の頃ハ位高き者ト任せ<sub>テ</sub>あり其後<sub>ニ</sub>至りて此職ト廢せられ<sub>ハ</sub>何時<sub>ニ</sub>あらん日本紀略<sub>一延喜</sub>六年<sub>ニ</sub>烏<sub>ノ</sub>咋<sub>ノ</sub>拔奏時之籤<sub>ト</sub>いひ朝野群載<sub>五</sub>陰陽寮請申石清水御行幸用途事の中<sub>ニ</sub>麻布貳端荷漏刻器綱料又漏刻所臺字半損の文あり是永久五年の文あり又百練鈔<sub>六</sub>天治二年二月漏刻鐘樓燒亡の事ありて渾天圖漏刻等具取出之とあり同書<sub>七</sub>保元二年十一月十三日酉刻被置漏刻器年來斷絶事也ト一時再興<sub>ハ</sub>といへとも順德天皇<sub>ニ</sub>至りてハ博士も無く漏壺も有らざり<sub>ト</sub>見えて禁秘抄<sub>ニ</sub>奏時



事天皇御製即建曆御記上古隨陰陽寮漏刻奏之近代指計藏人仰之

丑杭以後爲明日分と記るさせ給へるハ此時已又絶る

ふるへし故又中古よりハ之と記せし者ナシ其制知る

うら以只澀川景佑の壺漏説又初學天文指南を引て云ふ

黄帝漏水ヲ創メ器ヲ製シテ以テ晝夜ヲ分ツ中略唐ニ至リ

テ晝夜百刻一ニ古制ニ遵フ其法四匱アリ一ニ夜天池二

ニ日天池三ニ平壺四ニ萬分壺ナリ又海水アリ水中ニ箭

ヲ浮ヘテ四匱ニ水ヲ注ク夜天池ヨリ始テ以テ日天池ニ

入り日天池ヨリ以テ平壺ニ入り次第ニ以テ相浴ヒテ水

海ニ入ル水中ニ浮ヘル箭ニハ上ニ刻分ヲキサミ成ス宋

朝ニ用ル所ノ制亦唐ノ如クニシテ其法晝夜百刻ヲ十二

時ニ分ツ毎時八刻二十分アリ每刻六十分計ルニ水二斤

八兩箭ハ四十八本ナリ二箭一氣ニ當ツ歲毎ニ二百一十

六萬分ヲ統フ悉ク箭ノ上ヲ刻ム銅鳥水ヲ別テ下蓮心ニ

注ク箭ヲ浮ヘテ以テ上登ス其二十四氣大凡氣差ヲ事ニ

分半冬至ニハ日極テ短シ春分ニハ日均ク平ナリ冬至ノ

後行盈チ夏至ノ後行宿ル乃陰陽外降ノ期ナリ丁酉ノ仲

秋安家晴親ニ江戸ノ客館ニ見ルコトヲ得テ偶漏刻ノ説

ニ及ヒテ我曾祖父泰榮嘗テ漏刻ヲ製シテ禁中ヘ獻セシ

ト云ヘリ今茲戊戌初春其圖并ニ寸法ヲ記シテ示サル寶



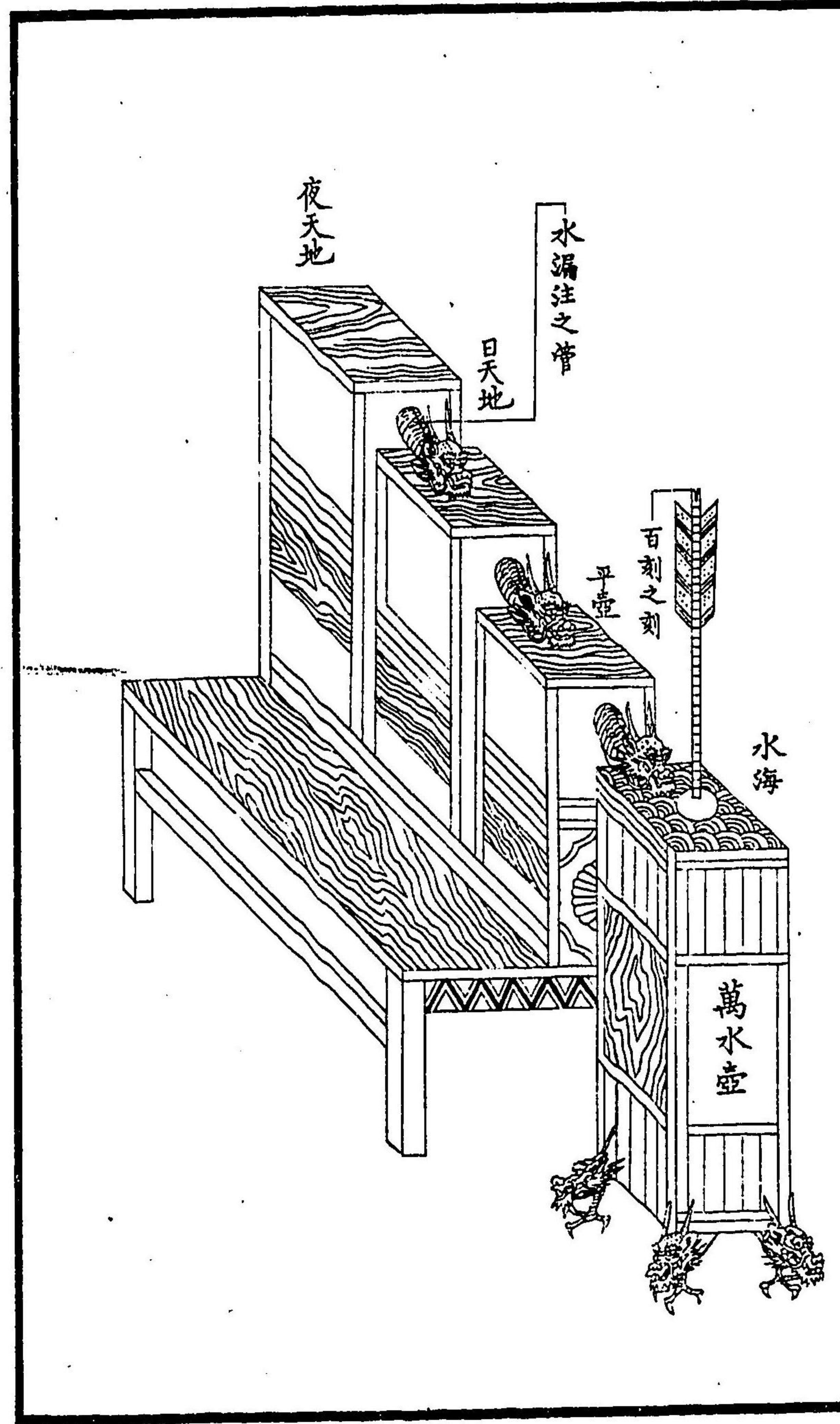
曆甲戌原曆漏刻ノ篇ト併觀スルニ、其寸法符セス、按ニ此  
二器ハ、親ク試ル者ニアラサルヘシ、未依據スルニ至ラス  
以上の文ニ據ルニ、後世再之と作まる人ハ、澀川泰榮ある  
一

芳野按ニ、天皇御製ノ者ハ、蓋唐制ノ者、古法百刻ノ者ある  
一、凡漏刻ノ變革、古今一ならず、周禮挈壺ニ見ゆる  
者ハ、晝夜百刻トシ、是古制あり、隋書天文志上ニ昔黃  
帝創觀漏水、制書取則以分晝夜、其後因以命官、周禮挈壺  
氏則其職也、其法總以百刻分于晝夜中、漢興張蒼因循古  
制、猶多疎濶中、至哀帝時、又改用晝夜一百二十刻、尋亦寢

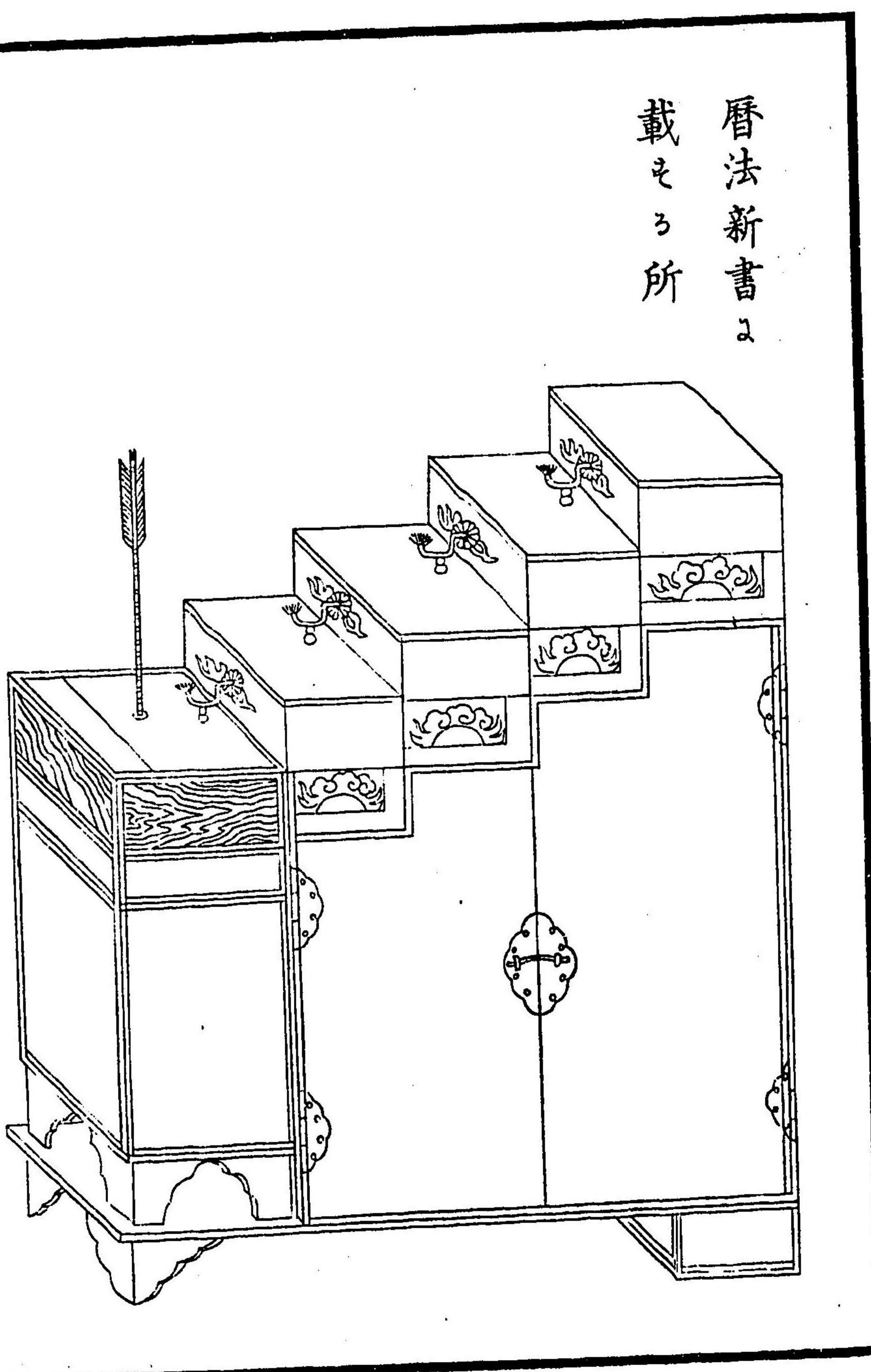
廢、至王莽竊位、又遵行之、光武之初、亦以百刻九日加減法  
編於甲令中、宋何承天云々晝夜各五十五刻中、至天監六  
年、武帝以晝夜百刻、分配十二辰、得八刻、仍有餘分、乃以晝  
夜爲九十六刻、至大同十年、又改用一百八刻下、陳文帝天  
嘉中、亦命舍人朱史造漏、依古百刻トあるハ、古今漏刻の  
沿革なり、其後隋唐并古制ニ據リ、一こと、後引く所  
の六典の文ニて明あり、



漏刻説に載せる所漏刻圖 天智天皇御宇制といふ



曆法新書に載せる所





漏刻分度

上よりいへる如く、其製造法の失せあがり、其時點と分ち  
 一ハ、略考ふハ、延喜陰陽寮式ニ諸時擊鼓の數を載せて  
 子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、己亥四  
 下並平聲、鐘依刻數とあるハ、一日と十二時二分ち、其限毎  
 二鼓と擊ちあり、鐘依刻數ハ、唐六典卷十大史局ニ挈壺  
 生二人、司辰十九人、漏刻典事十六人、漏刻博士九人、漏刻生  
 三百六十人、典鐘二百八十人、典鼓一百六十人ありて、挈壺  
 正司辰、掌知漏刻孔壺爲漏浮箭爲刻、以考中星昏明之候焉、  
 箭有四十八、晝夜共百刻、冬夏之間有長短、冬至日南爲發、去

極一百一十五度、晝漏四十刻、夜漏六十刻、夏至日北爲歛、去  
 極六十七度、晝漏六十刻、夜漏四十刻、春秋二分發歛中、去極  
 九十一度、晝夜各五十刻、秋分已後、減晝益夜、九日加一刻、春  
 分已後、減夜益晝、九日減一刻、二至前後則加減遲、用日多、二  
 分之間則加減速、用日少、凡候夜漏以爲更點之節、每夜分爲  
 五更、每更分爲五點、更以擊鼓爲節、然れハ一時と五點と  
 分つハ、夜更の如くふれ、其刻ハ晝も有りあり  
 延喜陰陽式ニ、擊開閉諸門鼓と載せて、是ハ開閉の鼓ニ  
 と報せらるハ、非已四刻二分、卯四刻七分、酉四刻八分あり  
 混きハ、五刻と過る者あり、據れハ、晝も一時と五分  
 の文ありて、五刻と過る者あり、據れハ、晝も一時と五分



して五點とし、二分二至は随て、長短あれと、晝夜と十二時  
 は分ち、一時と五刻は分ち、一刻と十分は分ちしこと明あ  
 り、然るは又夜更の漏を説くは、或は誤る者あり故は、今こ  
 ゝは辨以、清少納言の枕草子に、時奏をるいこ、どうぞ、う  
 いこ、う寒きは夜ありはりありと、こ、何く、と、ご、何め  
 み、履より来て、弦うちあとして、おんけの某時、う、三つ、子  
 四つあ、と、あてはりなる聲はいひて、時の杭さ、以、音あとい  
 こ、うと、う、子九つ、う、八つあ、と、そ、ざと、びと、る人  
 い、へ、す、べて、何も、く、四の、と、そ、杭、さ、け、る、と、あるを、春  
 曙抄、十、愚案、は、禁中夜時と奏をることあり、昔、陰陽寮

の屬官は漏刻博士ありて、十二時の一時と、四刻、よ、と、りて  
 漏刻と置て、守辰丁とて、中略漏刻と、銅壺は水を入きて、箭  
 とたて、其箭は四十八刻まきを付て、彼銅壺の水の滴りて、一  
 のきざとあらはせ、は、是一刻あり、二つあらはせ、は、二刻あ  
 り、かくて四あらはせ、は、一時なり、其故は子一二三四、丑一  
 二三四、ふといふあり、此漏刻の箭のきざの數、或は百刻は  
 せしこととあれと、此草子ふとの頃、は、四十八刻は、やとあ  
 る、は、偶然の誤と見ゆれと、四あらはせ、は、一時なりといひ  
 て、は、子四つと云ふ、は、即丑の刻より、子四つの字殊は解  
 し難し、是前は所謂、五刻を、れ、は、子四つといひて、子五つと